

障害関連のデータ集〔1〕 : 「耳嚢」記事からの採録

高野, 信治
九州大学

<https://doi.org/10.15017/2740998>

出版情報 : 障害史研究. 1, pp.81-106, 2020-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

《障害史データ》

障害関連のデータ集①——「耳囊」記事からの採録——

A Compilation of Historical Records referring to Disability [1]:

Disability as Depicted in “*Mimbukuro*” 『耳囊』※

(※) A ten-volume account of the many different strange, odd, or curious things
Negishi Yasumori, who held several magistrate positions, has seen and heard during
his travels and in the areas he resided, compiled between 1785 and 1815)

高野 信治
Nobuharu TAKANO

一、概要・凡例

根岸鎮衛の著「耳囊(袋)」(全十卷)に載る障害関連と認められる記事を収める。「耳囊」は多くの伝本・写本があるが、東北大学狩野文庫本・芸林叢書本・尊経閣本を底本とする鈴木棠三校訂のテキスト(谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第十六卷、三一書房、一九七〇所収)を対象とした。

著者・作品につき略記しておく^①。「耳囊」の著者・根岸鎮衛は、元文二年(一七三七)生まれで(父・安住定造)、宝暦八年(一七五八)に根岸衛規の養子となって家督を嗣ぎ、幕臣として勘定に出仕した。その後、天明四年(一七八四)に佐渡奉行に転じ、同七年勘定奉行、寛政一〇年(一七九八)江戸南町奉行に就任した。勘定からはじめて江戸町奉行になり、加増もたびたびうけた

(知行千石)。文化一二年(一八一五)、七九歳で死去。入れ墨があり民情に通じた奉行という噂もあったという。

そのような根岸鎮衛が佐渡奉行在勤中の天明四(一七八四)〜七年頃に起筆したのが「耳囊」である。その後、執筆は断続的に続けられ、内容の下限は死去前年の文化一二年(一八一四)で、約三〇年に及ぶ期間、一卷百条で十巻千条の構想にて編まれた。伝本・写本によりその有無に異同があるが、根岸自身による記載と考えられる「自叙」「跋書」^②には、「古老の物語」「閑居へ訪来る人の雑談」「耳にとままりて面白きと思ひし事」「子弟の心得にもならんと思ふ事」などを中心に「市中の鄙語など誠に戯れ事」を、「偽の言葉もありぬべけれど」との不安を感じながらも、「見聞きし事を有りの儘に記し」たという。「市中の鄙語」で伝聞される民情・世事への関心は強く、見聞きした事柄はありのまま記録するという姿勢である。もっとも「公の御事」(将軍家に関わること)など

も載せるためか、「子孫えもかたく他えもらすまじきを教誡」したともいう。このような、民俗世界にも至る根岸の広い好奇心故か、近代以降に障害として認識される事象も記録している。障害概念は、経済的自立性や優生思想などを背景に、近代に生み出されたものとの見解があり、また、「不具」「狂乱」「愚昧」など、障害を想定させる様態表現があるものの、病と区別し難い場合もあり、そもそも前近代にかかる差異化認識があったかどうかとも検討すべきであろう。

ここでは、「人」の特性すなわち人性から隔たった存在、尋常では無く特異な存在ないし現象とされるもので、心身が長期にわたり常態とはみなされていない状態⁽⁶⁾、これを障害と捉え、近代の障害概念（経済的自立性と優生思想が内在しよう）との異同を考慮しておきたい（〈障害〉と表現する場合あり）。

史料データ採録は、以下にしたがった。

- ① 上記した〈障害〉認識に基づき収載する⁽⁷⁾。
- ② 史料本文及びコメントを記す。
- ③ 史料は、記事（項目）全文を原則としたが、適宜、中略・後略も行い、便宜を図る意味で引用冒頭に、通し番号を付した。
- ④ 「」はテキストにはない注記である。
- ⑤ 史料最後の〈〉内に、該当する「耳囊」の巻とテキスト（『日本庶民生活史料集成』第十六巻）の頁を示す。
- ⑥ コメントは、必ずしも統一された基準を設けたわけではないが、史料の内容概要ないし〈障害〉記事と判断する根拠などを記した。史料本文と区別のため@印を前後に付す。

注

- (1) 鈴木棠三「耳囊 解題」（谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第十六巻、二七九～八〇頁、『国史大辞典』（吉川弘文館）の「耳袋」（堤精二）、「根岸鎮衛」（藤田覚）項目など。

(2) 「自叙」は年不詳だが、「跋書」は文化六年（一八〇九）と考えられ、この順序の成立と、鈴木は推測する（『日本庶民生活史料集成』第十六巻、六一九、六二五頁）。

- (3) 山下麻衣編『歴史のなかの障害者』法政大学出版局、二〇一四年、鈴木雅子「障害者と優生思想…相模原障害者殺傷事件から考える」『歴史評論』八一〇、二〇一七年など。

(4) 「耳囊」には病・薬記事も記載され、本稿への組み入れの判断が難しい場合が少なくない。

(5) 拙稿「近世辞書『俚言集覽』にみえる〈障害〉表現——類型・認識の析出——」『九州文化史研究所紀要』六〇号、二〇一七年。

(6) 例えば「蹙り」表現は、足の機能障害により歩行困難な人の個性化表現と見られよう。つまり「常」と「異常」の認識のなか、「常」から距離がある個体の有り様が個性化し、固定的な存在ととして「異常」と認知される様態と〈障害〉概念を捉える（拙稿「近世仏教説話にみる〈障害〉」『九州文化史研究所紀要』六一号、二〇一八年）。

(7) 「耳囊」は本文に記すように、著者の関心に即し見聞きした情報を記載したもので「随筆」ともされる、根岸自身が「偽の言葉」というように虚実の内容が混融している可能性がある。ただし、かかる史料記事は当該期の習俗・慣習や意識・觀念などが反映されているとも考えられ、そのような立場から〈障害〉をめぐる記事を採録している。

二、「耳囊」史料データ

1、盲人かたり事いたす事 安永九年の事成りしが、浅草辺とや、年若の武家僕従両三人召連れ通りしに、老人の盲人向ふより来り、懐中より封じたる状沓通差出し、丁寧に右武家の側へより、国元より書状到来の処、盲人の儀少々心掛りの儀有之候間、恐入候事ながら読聞せ給るやう願ひければ、家来抔彼是制しけれども、其主人、盲人尤の儀と、憐の心より何心なく封おし切読遣しける。其文段に、金子無心の事申越候得共、在所も損毛にて調達いたし兼候間、漸式百疋差遣候趣の文面也。盲人承り、扱々忝候。在所にても才覚調兼候段無拋事といひて、右金子渡呉候様申ける故、彼若き人驚、文面には金子差越候段は有ながら、右金子状中には無之、別段に届来候には無之哉と答ければ、盲人聊承知不致、何とやら盲目故掠ける趣に申募る故、品々申なだめけるといへども疑憤候間、無拋屋敷へ召連金子差遣候由。憎き盲人ながら、若きものは右様

の折から心得有べき事なり。(巻之一、二九三)

@盲目であることを悪用し、武士の憐憫の情に訴え金子を得る@

2、大陰の人因果の事

信州の百姓成由、夫婦に一兩僕召遣ひ相応に暮しけるが、近郷より用事ありて、二里計も脇へ至り、急雨にて甚難儀せし故、其辺にありし一ツ屋へ立寄、晴間を待けるに、奇麗成住居にて馬も繋ぎ置、年比三十斗成男たば粉吞ながら、雨の難儀など念比に訪ひたりしが、着座しながら衣類しどけなかりしに、両膝の間より男根の見へけるが、膝とひとしき迄に見へて驚きければ、亭主も其気色「けしき」を悟り甚困りける様子故、扱々珍ら敷一物かな、人事は如何いたしけるやと尋ければ、何か隠し可申とて、右陽具を見せしに、最初ほの見しに増りてあやしき迄に思ひければ、彼人答て、我等此一物故に、哀成身の上也、元来某は此一二町脇に、見もし給ん酒商ひする者の悴也、身上も相応に暮しける故、妻妾をも貯ん事なれど、いか成事にや、此陰莖人並ならざるの品故、生れて人事をしらず、金銀を費し所々配偶を求さがせども可有様なければ、空敷月日を過し、責ては煩惱を晴さんと、あれに繋ぎ置馬を我妻妾と心得、淫事の起るごとに右馬を犯し思ひを晴し、生ながら畜生道に落しと、何ぼう悲しき身の上と語りければ、百姓もあきれ果、雨も止めれば暇乞して帰りけるが、妻に向ひて今日かくなる所に至り、不思議の陽物を見し事かな、汝が常に我を拙しといひしが、かく大物も又捨り物と戯れ語りしに妻の云けるは、かゝる不思議の片輪ある物哉、物にたとへたらんにはいかやうなりと尋しに、床に掛有し花生をさして、凡あの通也と語りければ、いかでさる物あらんと笑ひぬ。其日もくれ翌日も立て翌朝に成て、其妻いづちへ行けん行衛不知故、心当りの所尋けれど一向相知れざるゆへ、召仕ひの丁稚に常に代り狂気ばししたる様子もありやと尋ければ、外に心当りも無し、若乱心もしたまひしや、きのふ昼頃床に飴りし花生をとりて持なやみ、膝の上へ当て扱し給ふをほのみしと語りければ、彼夫始て心付、一昨日大陰の人の物語したる折から、花生にたとへしを、姪婦の心より好ましく立出るならん、語るも恥しと、強て尋るに及ず、某心当りありと昼頃より出て、彼の大陰の人の許に至り音信

ければ、最初と違物静成るが、彼の男立出て、これは此程雨舎りの人なるか、いか成用事にて参られしと尋ければ、此間雨舎(やどり)の礼に寄たり迎、四方山の咄しの上、主は色もあしく何か物思ひの姿成るが、何ぞかわりし事もあるやと尋ければ、さればとよ、無惨にも哀れ成る事ありて自然と面に顕しならん、先に足下帰り給ひし後、一兩日の後にも有けん、夜四ツ時比と思ふ頃、表を音信る、者あり、扉を開き見侍れば、年比四十斗成女の、旅の者なるが頻りに腹痛いたしなやみけるが一夜の宿を借し給へと申ゆへ、独身の訳など断りけれど頻に腹痛の由を申、達て願ひける故、此一間に置いて湯など与へ介抱いたしければ、右女声をひそめ、某が陽物抜群のよし聞侍る、一目見せよと乞ける間、埒もなき事を申さる、物哉、如何して我が身の上の事知りたるやといなみければ、御身の陽物尋常ならざる事は往還の馬士又は荷持迄もしりたる事、何か隠し給はんといへるゆへ、何となくこわけ立て、若や魔障のなす所ならんかと、暫くいなみしが、曾てあやしき者にはなし、旅の者ながら此近隣に暫しイみし(尊経閣本「かかり居し」)身也と語り、其様化粧(化生)の者とも見へざるゆへ、いなみ難く出し見せければ、しきりに手を以て撫廻し、或は驚き或は悦び狂乱の如くなる故、頻に我も姪女を生じ、夫なき身ならば我と雲雨の交りをなさんやと尋しに、斯る陽物を受んとも思はれねど其業なしみ給へと終に馬唐夢裡の歎をなしけるに、いかなる大開にや、事なく芙蓉の影を移し何卒妻として旦夕契りをなさんと右女のい、願ひけるゆへ、我も生れて人道をしらず、始て此徳人を得しと悦びけるが、朝も速に起出てまめくしく働き、飼置る馬にも秣などかはんといひけるを、我等かはんと申せしをも不用、厩に至り秣をかひけるが、馬に妬気や有けん、只一はねに右女を押へ喰殺しける。我も生涯の不具因果を感じ出家せんと思ひけるなり、此事人に語んも面ぶせ故、裏なる空地へ右女の死骸を埋けると、涙と共に語りしを彼百姓聞て、さながら我妻也といわんも面目なければ、哀れなる咄承る物かなと云て立別れけると也。(巻之一、二九七〜八)

@「大陰」・異常に大きな陰莖を有する男、異形などの常人と異なるとして、妻妾もおらずに独身にて馬と獣姦、と雨宿りの百姓に話す。「人並」で

はない「片輪」や「不具」認識。しかし、この話を聞いた百姓の妻は男に惹かれて交わり、男は初めて結ばれ快樂を得たと喜ぶが、交わった女(妻)は、馬の嫉妬で蹴られ死亡。妻を探しに来た百姓(夫)は、女が自身の妻と言い出せず。異常な性器、性欲と障害認識@

3、鼻金剛の事 金剛太夫の家に鼻金剛といへる面あり。いつの事にやありけん、金剛太夫身持不埒にて、先祖より伝はりし面をも失ひ、御能有之時急に面にこまりけるが、或る寺の門にありし仁王の貌をうちかき、右を面に拵へ御能相勤、其業を出しけるが、仏罰にや、金剛太夫鼻を損じけると也。右面は永く金剛家に宝としたりしが、俗家に難差置、京都何れの寺社とやらへ納置、代替りに一度づ、右面を拜し候事の由。二度拜し候へば罪を蒙ると、彼家に申伝ふると也。(卷之一、二九九)

@「身持不埒」のために受けた「仏罰」が人の奇形の原因となった。鼻の変形・鼻の欠損(鼻部に腫れ物が生じたか。梅毒か)。過去の因縁因果によって引き起こされたもの@

4、芸は智鈍に寄らざる事 今の鷲仁右衛門祖父の仁右衛門は、甚病身にて愚に相見へ、常は人と応対は物言はしたなき程に有しを、其比上手と人のもてはやしける七太夫又は金春太夫杯は、唯今乱舞の職たりし内、名人と申は仁右衛門也と語りし故、心を付て見たりしが、不断は物もろくく不申男也。狂言に懸り御舞台へ出れば、格別の気取に見へしと、安藤霜臺の物がたりき。(卷之一、二九九)

@「甚病身にて愚」で、他人とのコミュニケーションが十分にとれないような知的能力にもかかわらず、芸能の達者な人。障害者の異能的な側面@

5、物は一途に無候ては成就なき事 都て物事にも、たとひ神仏へ祈ればとて一途になくては叶はぬ道理也。纒の初尾を献じ願ひを叶へんといふ愚夫の心かたひ(難い)かな。物の多少にはよるべからず、十二銅の初尾も其身分に

よるべき事也。摂州大坂道頓堀の河原に乞食同様の躰にて呪をなせる出家あり。其後江戸表へ下りしと聞て、あるいざりありしが、未年若の身分、何卒右呪にて快気もする事ならばと、其出家を尋べしと江戸表へ下り、もとより貯なき身なれば乞食同様物貰ひて居たりしが、大勢群集して呪の僧来れりと言故、右のいざりも其所へいたり出家に向ひ、御身は大坂道頓堀に居給ひし人ならずやと尋ければ、成程其出家也といふ故、左あらば年月尋たり、何卒御身の呪にて我等が両足を立て給はるべしといひければ、成程加持いたし遣すべし、何を布施に出し候やといひしを、彼のいざり大に怒り、是迄無益の事に汝を尋けるかな、聞しに違ふまいす哉、我等只今往來の恵を乞ふ身分也、何か布施物の有べきと言ければ、出家からくと笑ひ、人に一大事を頼むからは其身の精心を尽さずして何の感応か有らん、汝が傍にある面桶の中に穢はしき食物あり、是を布施に可致と言ふ。爰におゐて右のいざり、成程面白き事也、此品は穢らはしき食物ながらわれ今日の露命を繋ぐ食物也、是を布施にせんと差出しければ、彼僧右の食に水をかけ一粒も不残喰終りて、然らば加持可致とて何か呪文を唱へ、汝が志決定の上は呪の加護あるべし、いざ立見候様にと申しけるが、一心の通力や何の苦もなく立上り快く成しとや。水野日州物語を爰に記す。(卷之一、三一〇～一)

@「いざり」・足の立たない身体障害者、乞食・物乞いの生活(能力に相應しい他の職業・生業が困難なため)。呪禁師・呪禁の秘法(神仏の加護)による障害の快癒。加持療法、信仰治療の有効性。ただし、相應の礼物が対価。それは高価かどうかということではなく、乞食にとって大事なもの。穢らわしいながらも露命をつなぐ食物はありがたい礼物@

5、奇病并鍼術の事 廣瀬伯鱗は放蕩不羈にして、鍼医を業とし予が方へも来りし事あり。口并両手双足に鍼をはさみ人に一度に施す故、吉原町杯にては五鍼先生といへる由。彼者安藤霜臺の方へ来りし時、同人祐筆何某を見て、御身は不快なる哉と尋けるに、不快也と答ふ。暫有て惣身汗を流し面色土のごとく也。伯鱗是を見て肩へ一鍼を下しければウンといふて氣絶せしを、足の爪

(5)

先へ又一鍼を下し息を返し、夫より一兩日療治して快氣しける。伯鱗教示しけるは、御身来年の今頃を用心し給へ、又かゝる病氣あるべし、其時療治せば命恙なしと語りしが、翌年に至り其身も忘れけるや、霜臺のもとを暇を乞ふて神楽坂辺の武家に勤けるが、果して翌年同病にて身まかりしとや。(巻之一、三一六―三七)

⑥鍼医・鍼治療、完治と思われた疾病の再発で病死とのこと。「奇病」完治の困難さ。自身本意の独断が落命に繋がる⑥

6、不思議なしとも難極事 安藤霜臺の家来に何の幸右衛門と言る者あり、苗字は忘れたり。此幸右衛門はじめ式人の男子有しが、五六歳にて甚聰明にして、文字杯も年に合せては奇に認しに、七歳にて墓なくなりし由。右のもの死せんとせし前方に、法名をつきけるとて、郎休と申二字を数帯かきし故、親々も忌はしき事に思ひ叱り制しぬれど用ひずして認しが、無程相果ける故菩提所へ申遣、葬送の事杯申送りければ、寺より法名を付しに郎休と認越ける故、此法名は家内より聞きし事にと寺僧へ尋しに、聊か不知由にて、何れも奇怪を歎息せりと物語りなり。(巻之一、三二七―三八)

⑦年不相応に文字も書ける大變聰明な子が自ら法名を記し間もなく死。寺僧がそれを知らずに同じ法名をつけ、奇怪とされる。聰明故の異能な能力⑦

7、異物又奇偶ある事 加州の軽き侍の由、其身いかなる事にや陽物尋常ならず、壯年過ぬる迄人事をなす事あたはず。人間に生れて常に其片輪を悔けるが、或時風与思ひ付て浅草観音へ詣ふで、帰るさに右往還の巷に情を商ふ娼婦あり。此娼婦は俗にけころといふていやしき勤の女也。軒を並べ往来を呼込候間、彼家へ寄りて右女に我身の訳を語り其陽物をみせけるに、何れが交らんといふ者なく、或ひは驚き或ひは笑ひて断を述けるが、其内に老人口笑ふのみにて強ていなまざりしかばつくづくに申談ければ、先其業をなして見給ふべし、しかし支度有間明日来るべしと答ふ。此男誠に玉女を得たりと悦びて、明けの日又至りければ殊なく雲雨の交りをなし畢。やがて親方に断て、相応の身代金を与へて引取、妻となし榮へける

と也。(巻之一、三二八)

⑧身分の低い家臣で「陽物尋常ならず」者(性行為ができないほど異常に大きな陰莖を有する男)。常人と異なる異形な者に対する「片輪」認識。「けころ」(蹴転・江戸の下谷浅草辺において売春を行う最下級の娼婦)と結婚。身分上の問題が想定されるが、「片輪」認識のなかでも人としての営み(性生活)の困難性克服が優先⑧

8、外科不具を治せし事 予が元へ来りし外科に阿部春澤といへる有。春澤放蕩予が元へ来りし外科に阿部春澤といへる有。不纏にして近頃出奔せしよし也。或時咄しけるは、此程不思議の療治いたし不思議に手がせり。牛込赤城明神の境内に隠し売女あり。世にネコといふ彼元より頼こし候故其病人を尋しに、年頃十五六才の妓女也。容貌美にして煩はしきけしきなし。其愁ふる所を問ひしに右主人答て、此者近頃抱へけるに、陰道なき片輪故千金を空しくせし由故、其様寐を見るに前陰小便道ありて陰道なきゆへ得(とく)と其様子を考へし。肉そなはりしにもあらず、全血皮の塞る所なれば、其日は帰り翌日にいたり、一間なる所に至り彼女の足手を結び、せうちうをわかし且独参湯(どくじんたう)を貯へて前陰を切破しに、氣絶せし故独参湯を与へ、せうちうにて洗ひ膏薬を打しが、此程は大方快、無程動も有ぬべし、親方も悦びしとかたりぬ。(巻之二、三四二)

⑨先天的形態異常、外科術によって「不具」が治療されたとのこと。「陰道なき片輪」・尿道はあるものの女性の生殖器に異常。漢方の膏薬・「独参湯」という薬用人参の一種⑨

9、奇病の事 安藤霜臺語られけるは、同人壯年の比、或日風(ふ)と召使ふ者の面を見しに、何れも人間ならず、ゑならぬ面に見へける故、勝手へ入りて家内の面を見しに是も又同じくイ々考ふるに我や是乱心やしたらん、心を静め臥所に入て弥と心を静め臥しけるに、耳の内いたむ事甚し。医師杯も集りて其様を見て、誠に痰火の烈敷なるべしとて服薬杯しけるに、左の耳より夥敷黒き煤の堅り候ともいふべきもの出ぬ。又夜に入て右の耳を下になし臥しける

に、是又同じく出ぬ。夫より程なく快氣しけるが、夫迄は五色の色も見る所違ひし也。右病氣以後始て五色を見る事外の人と同じかりけると也。〈卷之二、三四九〉

@「奇病」が原因で「痰火」などの症状が現れる病氣（原因の不明な中耳や内耳に発生した重症の炎症か）。「乱心」といわれるほど耳の痛みがつかう状態。「奇病」は障害認識につながるか@

10、畜類仇をなせし事 豊田何某かたりけるは、或年御用に付大坂へ登りけるに、箱根にて駕を持し人足、右の手の指みな一ツになりて哀成有様なれば、休みの折から如何なせしと尋ねければ、其身は笑ひ居しが傍成者語りけるは、彼者の親は百姓にて有しが、彼未だ生れて間もなき時、親成者畑へ出て狐の子を捕へて打殺し穴などふさぎ帰りしが、其夜小児わつと一声さけびしに起上りみれば、囲炉裏の中に投入しが、仕合に惣身を火の中へ入れざる故、早速に療治して命はたすかりけるが、あの如く片輪となりしと語りし申咄しぬ。〈卷之二、三四九〜五〇〉

@「片輪」・身体障害者。動物の怨霊の怒り・崇りが人の障害の原因@

11、非情の者恩を報ずる事 駿河台に梅やしきとて、殊の外梅の鉢植多く愛し翫ぶ山中平吉と言る人有。其石台杯のやういと大造成事也しが、或年平吉以外の外大病にて久く引込けるが、次第に重き心持にて悩煩しに、或夜の夢に壺人の童子来りて、我等毎年厚恩の養ひを受しもの也、しかるに此度御身の病は誠に定業にて死を待に近しいへども、我数年の厚恩を思ひて御身の一卜年に代るべし、去ながら今用ひ給ふ医師の薬にては宜しからず、同役勤ぬる篠山吉之助方へ頼て医師を招き、服薬し給はゞ癒ゆべしとかたりて夢覚ぬ。不思議の事には思ひしかども、誠に夢うつゝなれば取用する事なけれど、是迄の医師の薬もしかとなければ、親しき事ゆへ吉之助へ頼み医者との相談もせんと手紙認ける処に、表に案内ありて吉之助来る由通じければ、大きに驚き早速に臥所に招き、今使して申さんと思ひし由申ければ、吉之助も御身の病氣久々の事故我等も相

談の為に来ぬ、其訊は夜前夢に誰ともなく御身の病を訪ひて薬用の相談いたし候やうと思ひて、驚きぬる故尋訪ひしと語りければ、平吉も弥々驚きてしかく、の夢を夜前見し訳かたりけるにぞ、兼て篠山へ出入医師を差越療治願けるに、段々快て本服なしけるに、不思議なる哉、平吉追々快に随ひ、数多ある梅の内にもわけて寵愛せし鉢植の梅、段々様子を損じ終に枯朽にけると也。〈卷之二、三五〇〉

@梅の世話をした命冥加の話。難病者が夢に出てきた童子より「大病」の治療につき、医師・薬について示唆を与え、完治。「大病」が宗教的な奇跡ではなく、医療・投薬行為を介して治癒。合理的な認識@

12、三峯山にて犬をかりる事 武州秩父郡三峯権現は、火難盜難を除脱し給ふ御神にて、諸人の信仰いちじるき。右別当福有にて僧俗の家従隨身影しく、無頼不当の者にて今日たつきなく歎きて寄宿すれば差置ける由。多くの内には盜賊など有て、金銭など盜取て去らんとするに、或は乱心し或は腰膝不立、片輪などに成て出る事不叶。住僧は勿論隨身の僧俗も、右在山の内金子を貯出んとするに、必崇有て一銭も持出する事叶はず。酒食に遣ひ捨る事は強て咎めもなき由、彼山最寄の者語りぬ。〈略〉〈卷之三、三六七〜八〉

@無頼不当者が寺へ宿を求め、金銭などを盗み取つて逃げ去ろうとしても、「乱心」または「腰膝不立」や「片輪」になるといふ。障害者に対する罪障観が反映した考え方。なお、寺僧も金の蓄え行為をすると「崇」で表へ出られないとする@

13、狐附奇異をかたりし事（原主ハコノ一条目次ニアツテ本
文タテタク、尊経閣本ニヨリ補フ） 元本所に住居せし人の語りけるは、本所割下水に住居せし比、隣なる女子に狐付て色々成る事ありし。日々行て見しに、彼狐附、隣の垣風もふかざるに倒れしを見て、あの家には小児病死せん杯言ひ、或は木の葉の枯れしを見、何の事有、竿の倒るゝを見て、あの主人かゝる事有といひしに、果して違はざりしかば、いか成事やと尋ねしに、彼女答へて、都て家々に守神有、信ずる処の仏神ありて吉凶共に物に托し

(7)

しらせ給ふ事なれど、俗眼には是を知らざる事有と申し。(巻之三、三七六)

@「狐附」・狐憑きという女の子。倒れた垣根による幼児の病死の予言など、不幸事予言の異能性@

14、盲人吉兆を感通する事 有徳院様未紀州中納言にて被為人、御庭の御

物見に御座ありしに、彼御物見下を平日御療治等さし上し座頭某通りけるが、暫く耳をかたむけ御物見に立帰り、やがて御殿へ出けるに、何ぞ恐悦なる事はなきや、扱々御目出度事也と申上けるに、いか成事にてかく申やと尋けるに、今日御物見下を通りけるが、頻に御屋敷内にて餅など呑き候音なして、いかにも悦しき物音なり、何か恐悦の事あらん、其時は御祝ひを御ねだり申さんなど申けるにぞ、上にも御笑ひありしが、無程御本丸へ被為人、將軍に被為成ける。右盲人は其後板鼻校とかいひて、御供なしけるとなり。(巻之三、三八〇)

@幕医を務めている盲医が、場内で餅呑く音を聞いたとして予祝。やがて吉宗は將軍となり盲人の吉兆の言があたる。將軍就任に結びついた障害者の異能性@

15、未熟の射芸に狐の落し事 予が親しき弓術の師たる人の語りけるは、

或る出入の軽き者の悴を召連来りて、此者に狐付て甚難儀の由、曇目とかいへる事なして給り候へと歎きける故其様を見しに、実(げに)も狐の付たると見へて、戯言などいふてかしましく罵りける故、曇目は潔斎の日数もありて急には成がたし、然し工夫こそあり、置いて帰るやう申付て、則彼狐付を巻藁の台へ縛り付て、子共其外弟子共へ申付て、さし矢を数百本いさせけるに、暫くは叫び罵りしが、後は静に成て臥しけるに、果して狐は落しにけり。子供「ママ」弟子杯曇目の法しるべきにあらず、未矢所も不極未熟故、風(ふ)としては巻藁をもはづれ候事度々ある事なれば、狐も其危きを知り、且さし矢の事なれば誠に少しのゆとりもなく、弦音矢音烈しければ、落んもむべ也と語りぬ。おかしき事にてありし。(巻之三、三八〇)

@「狐付」・狐憑き、人の疾患をもたらず憑き物を退散させる方法としての

「鳴弦曇目」。狐が憑いて戯言・罵りが激しい者(精神疾患者か)へ矢を射

るのを、子ども・弟子に申しつけたが、それが外れて危害が及ぶ危険性や弦音・矢音を、狐は恐れて落ちる。精神障害の原因と憑いた狐の心意を表現@

16、狐狸のために狂死せし女の事 寛政七年の冬、小笠原家の奥に勤し女、

容儀も右奥にては一二と数えけるが風与行衛を失ひ、全缺落いたしけるならんと、其宿をも尋問けれども曾て見へざれば、軽き方と違ひ四壁嚴重の屋敷、とりく疑ひけるが、日数廿日程過て、同じ長局の女手水を遣ひける手水鉢の流れへ、白き手を出し貝殻にて水を汲を見て、右女驚き氣絶せし故、同部屋は不及申、何れも缺附(駈附け)見れば、怪敷女様のもの椽下へ入るを見て、大勢にて差押ければ、彼行衛不知女故、湯水等を与へ尋問ひしに、始はいなみしが切に尋ければ、我等はよきよすがありて宜所へ縁に付、今は夫を持し由を申ゆへ、いづ方成哉と問侍れど其答もしかぐならず。色々すかして尋ければ、さらば我住方へ伴ひ申さん連椽の下へ入りける故、跡に付て両三人立入りしが、遥椽下を行て一ヶ所の椽下に、胡座筵など敷て古き椀茶碗を並べ、此所住家成由故、夫の名など尋しに、兼て咄せし通の男也とて名もしかと不答、誠に狂人の有様故、其訳役人へも断り、宿を呼て暇を遣しけるが、両親も悦びて早々医薬等施し療養を加へけれど、甲斐なくして無程身まかりしとかや。(巻之四、三九六〜七)

@容貌がよい城勤の女が行方不明となるが、後日現れ、縁付き所を詰問され、椽下へ行き住家という。夫の名はいわず。「狂人」のようで、両親のもとへ返すが、やがて死亡。「狐狸のために狂死」と評価@

17、実情忠臣危難をまぬがる、事 明和天明の比とかや。下総国古河に豪

家の百姓次郎右衛門といへるは、耆人の悴次郎吉才発伶俐成しが、年比に成て労症ともいふべき病を受けて鬱々と暮しけるを、両親をはじめ大きに歎き、江戸橋町に出店有りける治療保養に差出しけるに、悪友にいざなはれて吉原町

へ通ひ大金を遣ひ捨ける故、次郎右衛門大に怒り、早々村方へ呼下し一間をしつらひ巖敷蟄居せしめけるに、恩愛の忍がたく母の歎きやるかたなき故、一類打寄て次郎右衛門へ願ひ囲ひを出しけるに、吉原町にて深く馴染ける俵屋の半部（はじとみ）といへるを恋こがれける故、無程鬱病を生じ又々煩けるが、近頃は心底も改うわきなる気色もなければ、又々打寄次郎右衛門へ江戸表へ出養生の事願ひけれども、始は得心不致しが、一子を見殺しなんも無慙の所為のよし類て申者有りて、又々橋町の出見世へ遣しけるに、始に替り自身升秤をとりて実牀に家業なしける故、一類の悦び大方ならず。しかるに夏の頃也しが、又々風与悪敷（悪友カ）にさそはれ吉原町へ至り半部に馴染、多分の金銀を遣ひ捨候故、次郎右衛門大に怒り早速江戸表へ出、かゝる不所存の者は家を失ふ前生の因果成べしと、一類手代共の申をも不取用旧離勘当なしけるゆへ、次郎吉も今は詮方なく、しるべとてまなければ（略）〈巻之四、四〇〇〉

①利発だが劳咳罹患し精神障害。鬱病。郷里での生活と吉原通いが原因という。「勞症」（劳咳・肺結核）、「鬱々と暮しける」ことや「鬱病」など、「療治保養」のための「出養生」（他所に出かけて養生すること）。しかし他所（江戸）に出たこと（吉原通い）が鬱病の原因とも②

18、不時の異変心得あるべき事 寛政七卯年予が懸りにて、野田文蔵御代官所武州□郡□村萬太郎といへるもの、村長に疵付ける事に付吟味せしに、萬太郎事乱心といへるにもあらざれ共、癩氣強起りし時は差語り乱心同様成事もありける由。（略）〈巻之四、四〇二〉

③「癩氣」（上半身の内臓が突然に痙攣して激痛に襲われること）を患う人、一時的に「乱心同様」の病態、精神障害か④

19、癩瘡神神に恐れし事 軍書を読んで世の中を咄し歩行栗原幸十郎と云る浪人の語りけるは、同人妻は五十じ（五十路）に近くしてまだ癩瘡をせざる故、流行の時は恐れけるが、近所の小児癩瘡を首尾克仕廻て（よくしまひて）幸十郎が門へ来りしを抱て愛し扱せしが、何と哉らん襟元より寒き心地しけれ

ば、早々に彼子を返し枕とりて休しに、何とやらん心持あしく熱も出るやうなる心持の処、夢ともなく風与目を明き見れば、側へ至つて小さき婆々の、顔などは猶更みぢかきか、我は癩瘡の神也、此所へ灯明を灯し神酒備（そなへ）を上げて給はるべしといひける故、召使ふ者に言付て神酒備をも取寄、灯明をも灯しけるに、兼て幸十郎好みて飼置ける狎六七疋もありしが、右婆々見へけるにや大にほへければ、彼婆々は右狎をとり除給へといひ、けれども、渠はあるじの愛獸也、主は留守なればとり除る事叶難しと答へけるに、頻りに右の狎ほへ叫びける故にや、彼婆々は門口の方へと寄ると見へしが跡もなし。幸十郎は外へ用事ありて帰りけるに、灯明など灯し宿の様子ならねば、是を尋問ひしにかぐの事妻の語りける故、大に驚き召仕男女に尋しに、様子はわからねど妻が神酒備を申付何かひとつ言をい、し事、狎の吠へ叫びし事迄相違なき由かたりしが、右婆々帰りて後は妻心持もよく、熱もさめて平生に復しけるとなり。〈巻之四、四〇五〜六〉

⑤小柄で顔が短い婆が自ら癩瘡神という。しかし主人の飼ひ犬に吠えられ退くと、癩瘡に罹患しかかっていた妻は快方。障害・後遺症を伴う恐れある癩瘡は恐怖の対象か。癩瘡神除けのお守りとしての狎（犬）⑥

20、不義の幸ひ又不義に失ふ事 （略）右金子三両を懐中し所々修行して廻りけるが、ある山家に至りて日も暮か、りけるに、泊るべき家居なかりしに、灯の影幽に見へしに立寄て宿を乞しに、家内に人も見へず、一人年若なる女有りしが、日暮れ難儀し給は、止り給へといひ、しま、忝由にて一宿せしに、翌の日も雨ふりて止り給へと申けれど、女の壱人ある所なればいかゞあるべしと言ひしに、一人老男来りて、何かくるしかるべきと言し故、其心に任せ、雨晴ぬれば近辺を修行し、貰受し米を携へ帰りしに、彼女右米などを仕廻銭など取仕廻、其外の仕向女房同前の取扱ひ故、思わず一兩日止宿せしが、或朝村方の者と覚しく拾四五人も彼家を取巻き、最初の老人来りて、御身若き女の一人住の所に三四日止宿ある上は、此所の聲にて住居を極めよと勧めけれど、我は古郷に家督もありて終には帰るべき身の上なれば、此所に止りがたき由言けれど、

(9)

然らば女の独り住の所に止るべき謂なしと、怒責けれど承知せざりければ、しからば打よ叩けよと大勢寄りて散々に打擲し、逃んとするを取り押へ衣類を剥、懐中の金子をも奪ひ取、漸裕一ツにて追放されし故、ほうくの躰にて逃のび、とある所に立よりてしかくの事と語りければ、其宿り給ひし女の家は癩病にて、不残死絶へて彼女一人残りし故、御身を引留ん為に斯なしたるならんと語りし故を嫌ひて誰も取組者なければ、御身を引留ん為に斯なしたるならんと語りし故大きに驚き、夫より江戸へ出て奉公を稼しと語りし由。(巻之四、四〇八〜九)

@「癩病」に罹り家族が病死したなかで一人の残った娘の家に、抛ん所ない理由で数日宿泊した男に、娘との婚姻を強制する村人。男は娘の家が癩病筋の家系と聞いて抵抗。家筋を理由とした差別だが、村はその家の存続を、宿泊した男に強制しようとする@

21、奇病の事 松平京兆の物語に、此程奇成事あり。家中の侍の妻病氣にて里へ帰り居しが、風与口走りていへるは、夫の外の女に心を寄せて我を見捨、不快に事寄(ことよせ)里へ差越せしも右女の作業也と、或は恨み或は怒りなどせし有様、一通の病氣とも見へず。右妻は至て其容貌も美麗なるよし。男は美道(尊本「美色」)の沙汰はさし置、いとたくまじき人物の由。彼女の疑へる女は脇坂家の茶道成者の娘にて、主人の奥に勤居しが、彼男の人躰を平日誉てことふ執心せしよし。然れども不埒などありし事も聞かず、只しれる中のみ也しが、これ発熱して、彼本妻我を僧み呪詛せる杯口ばしり、此程は熱も覚て快よけれど、いまだ幻は右の事をいひ罵る由。全狸狐のしわざに哉と怪敷事もありぬと私に語り給ひぬ。(巻之四、四一〇)

@実家に返された妻が、夫に別の女ができたと疑い、呪詛。呪われた女を「奇病」とし、その発症を狸や狐の作業と認識@

22、目黒不動門番の事 目黒不動の門番、眼を病みて両眼とも痛みて苦しみける故、薬など用ひて其しるしもなければ、心安き陰陽師に八卦を置貫ひけるに、彼陰陽師箠をとりて、是は仏神の罰し給ふ所也といひしに、驚き候躰に

かへりしが無程眼病癒し故、如何なし給ふと尋ければ、誠に卜筮の通仏罰を受し也、恐るべしといひしが、無程一眼又々悪敷成しを尋て、彼陰陽師切に尋問ひしかば、門番答へけるは、我等年久敷門番をなせしに、日暮境内の門をメて後も、参詣の者ありて門外より賽銭を投入れ候て拜する者少なからず、右投入し賽銭を我々の所持として、好める酒にかへて年月を過しぬ、卦面に仏罰との給ふに考合すれば、誠に是ならんと不動へ深く懺悔して誤をのべて祈誓せしに、不思議に両眼共其病癒へけるに、右門へ投入る賽銭を所持とせざれば好める酒も吞事なりがたく、其悲しさ右投入る、賽銭を半分は不動へ納、半分は酒の価ひとなしけるに、又一眼かくの如し、と懺悔しとや。目黒不動尊も勸定筋はくわしき仏と、おかしさの儘爰に記しぬ。(巻之四、四二三)

@「目黒不動」信仰、眼病・眼疾。目黒不動門番が賽銭の一部を自身のものとしていたことが仏罰となり眼病。不動も「勘定はくわしき仏」と評価。勘定により仏罰としての眼病を与えたり除いたりする神仏@

23、痔の神と人の信仰可笑事 今戸穢多町の後ろに、痔の神として石碑を尊崇して香華杯備へ、祈るに随ひて利益平癒を得て、今は聊の堂杯建て参詣するものあり。予が許へ来脇坂家の医師秋山玄瑞かたりけるは、玄瑞壯年の頃療治せし靈岸嶋酒屋の手代にて、多年痔疾を愁ひて玄瑞も品々療治せしが、誠に難治の症にて常に右病ひを愁ひ苦しみて、我死しなば世の中の痔病の分は誓ひて救ふべしと、我身の苦しみにたへず常々申けるが、死せし後秀山智想居士と云し由。かゝる事もありぬと、かの玄瑞かたりし儘を記しぬ。(巻之四、四一四)

@難治の痔疾の者が死後に痔を癒やす神、人神(治癒神)、民間信仰@

24、怪妊の事 松平姓にて麻布辺の寄合の家来、娘ありしが、いつの比よりか懐妊して只ならぬ様子也しが、其性質隠し男杯有べき人物にあらず、父母の側を朝暮立はなれず、心をよすと思ふ男もなければ、家内大に怪みて右の娘に色々尋問しに、いさ、か覚なしと神にかけ仏に誓ひて申けるが、寛政八年の四月は臨月に当りしが、近き比は腹中にて何か物いふ様成様子にて、其言語

などわかつたといへども、彼娘が腹中の物音は相違なしと人の語りしが、程なく出産もなしなばいかなるものや産れけんと、人々の怪しみ語りしを爰に記ぬ。
 〈巻之四、四一七〉

①未婚妊娠、妊娠中かはつきりしない腹から物音が聞こえたのこと。何が生まれるわからないという「怪妊」認識①

25、俄の乱心一葉即效の事 予が許へ来る木村元長が方へ数年出入せる者、元長親の印牧支順が隠宅へ見廻に、元長が方の僕と連立て行しが、夜に入り帰りて我宿へも戻り又来りけるが、眼血走り顔色殊外青く不常事のみいひ罵りける故、元長全の乱心と思ひける故、紫雪を式三匁吞して無理に臥らせけるが、翌朝に至りて平日の如く也しとかや。留守見廻に至りて酒をものみけるが、渠は町家の手代をいたし重立取計ひし者ながら、主人の弟近比来りて同居をなして殊外不知なれば、兼て逆上の上に、酒を吞て一旦精神を失ひし故、逆上おさへるは黄金の氣に右薬を合せたる紫雪なれば、さも有べき事也と爰に記ぬ。〈巻之四、四一九〉

②「眼血走り顔色殊外青く不常事のみいひ罵りける」「俄の乱心」とみえる病態(何らかの精神疾患が原因か)。旧知ではない主人の弟同居により、兼ねての「逆上」に飲酒が重なったものとの評価。「乱心」にも効くとされる「紫雪」(紫雪丹)という家庭薬、「石薬」(鉍物性生薬か薬として利用された鉍物か)②

26、老人へ教訓の哥の事 望月老人予が元へ携へ来りし。面白ければ記し置ぬ。尾州御家中横井孫右衛門とて千五百石を領する人、隠居して也と号せしが、世上の老人へ教訓の為七首の狂歌をよめり。皺はよるほくろは出来る背はかゝむあたまは兀げる毛は白ふなる 是人の見ぐるしき知るべし 手は震ふ足はよろつく歯はぬける耳は聞はず目はうとくなる 是人の数ならぬを知るべし よだたらず目はたえず鼻たらずとりはづしては小便もする 此人のむさがる所を恥べし 又しても同じ噂に孫自慢達者自慢に若きしやれ言 是

人のかたはらいたく聞きにくきを知るべし くだなる気短になる愚痴になる思ひ付く事皆古ふなる 此人の嘲をしるべし 身にそふは頭巾襟巻杖眼鏡たんに温石しゆびん孫の手 かゝる身の上をも辨へずして 聞たがる死ともながる淋しがる出しやばりたがる世話やきたがる 是を常に姿見として、己が老たる程をかへり見たしなみてよろし。然らば何をかくるしからずとしてゆるぞと(尊本「ゆるすぞと」、いわく宵寝朝寝昼寝物ぐさ物わすれ夫こそよけれ世にたらぬ身は(尊本「立られぬ身は」)。〈巻之四、四二〇〉

③老耄・老衰への諧謔的・嘲笑的な見方、老化に伴う身体機能の減退や衰え等を題材とする歌。老化と障害の同質性③

27、雷を嫌ふ者薬の事 予が一族の内に小普請組石河志岐守支配有りしが、右相支配に多門孫右衛門といへる人の家伝に、雷を嫌ふ者へ与ふる薬あり。尤呪法同様の薬にて、雷のする時心穴へ当る事の由。奇怪のやう成るが、畢竟其心を定め静るの薬のよし。嫌ひしものへ与ふるに驗妙ありと人もい、ける由。予が一族も彼薬貰ひしと語りしを爰にしるし置ぬ。〈巻之四、四二一〉

④「雷のする時心穴へ当る事」のような「奇怪」な恐怖心を克服する方法。一種の精神疾患との捉え方で、「呪法同様の薬」という「雷を嫌ふ者へ与ふる薬」④

28、地蔵の利益の事 田付筑後守とて近き頃迄御持頭など勤し人の親は、田付安房守といひしが、彼安房守奥方浮腫の病ひにて、諸医手を尽しぬれど快からず。或夜奥方の夢に地蔵菩薩忽然と顕れて、汝が病ひには藁の革をさり黒焼にして用ひば妙なるべしと示現すと見て覚ぬ。不思議に思ひて安房守にも語りければ、奥久しき(尊経閣本「かく久しき」)病ひなれば用ひ見べきやと、長崎奉行勤ける家なれば医書杯にも富ける故を尋るに、浮腫の病ひに藁の黒焼きを用る事ありければ、則黒焼にして用ひけるに、宿病たちまち癒ける故、地蔵の利益を歎びて、あたり近き地蔵へ参詣をなしけるに、爰に不思議なるは、其道におゐて何かかたまりたる物を足に障る儘に取上てみれば、土に汚れてわか

り兼しが古き板彫に有ける故、拾ひ歸りて洗ひ清めければ地蔵尊の板行也。弥々信心をおこして右板行を以昏におし、田付家は不及申、知る辺へは施し与へしに、利益大かたならざれば、俗家に置んも如何とて、本所中の郷辺の寺へ納しに、田付地藏とて参詣の者も多かりしと人の咄ける也。(卷之五、四三〇)

@難病者、「浮腫」という(障害)認識を伴うであろう「宿病」。病者救済のために夢の中に化身となつて現われてきた地藏菩薩から治療法の教えを受ける。「宿病」に対する地藏利益。薬剤、薬としての「藁の革」(ヒキガエルの皮)、仏癒@

29、ぜんそく灸にて癒し事 駒込辺にて一橋御屋敷を勤し人、名は聞しが忘れたり。背中五のみに茶碗を伏せし程の焼尿(やけど)とみへる灸の跡ありしを、予が知人尋ければ、此跡を見る人はいづれも不審なせるが、十歳頃よりぜんそくにて次第に募りて、十八九の頃は年中よき日は数へる計にて、寝臥しも自由ならず甚苦しみけるを、彼元に仕へける奥州出生の若党、或日右主人に向ひて、扱々難儀の事見るに忍びがたし、我国元にて右ぜんそくを直す灸を人々に教る医師ありしが、中々一通りの者は右療治も難成しと語りけるを、主人聞て我壮年の頃より如斯なれば、生涯勤も成がたかるべし、活て詮なき事なれば死しても宜間、右療治を請度といひしかば、六ヶ敷事にもなし、尤長き事にてもなし、只一時の事にて、其者の手にて芥(艾)を握りかため、いかにもかたくいたして五のゐへ灸にすゆる事也と言し故、則右教の如くしてすへけるに、誠に熱さ絶がたく気絶せしを、又水などそ、ぎ或は吞せなどしてとふく火の消る迄すへしが、跡は腫上りうみ崩れ、其砌は骨も見ゆる程也しが、其後はぜんそく絶ておこらざりし由。七十歳余にて寛政七年の頃身まかりしと或る医師の語りしが、ぜんそくを愁たり共、かゝる灸をすへん人も多くはあるまじと一笑しぬ。(卷之五、四三四)

@「十歳頃よりぜんそくにて次第に募りて、十八九の頃は年中よき日は数へる計にて、寝臥しも自由ならず甚苦しみける」我壮年の頃より如斯なれば、生涯勤も成がたかるべし」という喘息の病態。常病化し稼ぎが困難と

いうことでは障害。その治療法(灸治)@

30、怪病の沙汰にて果福を得し事 宝曆の頃、神田佐柄木町の裏店に、細元手に貸本をなして世渡りせし者ありける、不思議の幸ひを得し事ありしと也。其頃遠州気賀最寄に有徳なる百姓ありしが、田地も六十石余所持して男女の僕も不少、壱人の娘ありしが容顔又類ひなく、二八の頃も程過て所々へ髯の相談をなしけるに、年を重ねて不調る故父母も大きになげき、格禄薄き家より成共髯を取らんと種々辛勞すれど、彼娘は轆轤首也といふ説近郷近村に風聞して、誰有て受がふ者なし。彼娘の飛頭蛮なる事父母もしらず、其身へ尋れどいさ、か覚なけれど、たまさかに山川を見廻る夢を見し事あれば、かゝる時我首の抜出けるやといひて、誰見たる者はなけれども一犬影に吠るの類ひにて、其村はさら也、近郷近村迄も此評判故髯に成る者なく、富饒の家の断絶を父母も歎き悲しみが、伯父成る者江戸表へ年々商ひに出しが、かゝる養子は江戸をこそ尋て見んとて、或年江戸表へ出て、旅宿にて色々人にも咄し養子を心懸しに、誰あつて養子に成べきといふ者なし。旅宿の徒然に呼し貸本屋を見るに、年の頃取廻し等も氣に入れば、かゝる事あり承知ならば直に同道して髯にせんと進ければ、彼若者聞て、我等はかく貧しきくらしを成し、親族迎も貧なれば支度も出来ずといひければ、支度は我等よきに取賄ん間可参と進ける故、禄も相応にて娘の容儀も能、支度もいらざるといへるには、外に訳こそ有べしと切に尋けれど、何にても外に子細なし、但轆轤首と人の評判なせる也との事故、轆轤首といふ者あるべき事にもあらず、縦令轆轤首也とて恐るべき事にもあらず、我等髯に成べしと言ひければ、伯父なるもの大きに悦びて、左あらば早々同道なすべしと申けれど、貧しけれども親族もあれば、一通り咄しての上挨拶なすべしとて、彼貸本屋は我家に帰りしが、いろいろ考みれば流石に若き者の事故、末々いかゞあらんと迷ひを生じ、兼て心安くせし森いせやといへる古着屋の番頭へ語りければ、夫は何の了簡か有るべき、轆轤首といふ事あるべき事にもあらず、たとひ其病ありとも何か恐るゝに足らん哉、今纔の貸本屋をなして生涯を送らん事のはかなきよといろく進ければ、彼若者も心決して弥々行んと挨拶

擲に及ければ、彼伯父成る者大きに悦びて、衣類脇差駄荷其外大造に支度をなして、彼若者を伴ひけるが、養父母も殊外悦び、娘の身の上を語りて歎きける故、かゝる事有べきにあらず、由（縦）左ありとて我等聳に成上は何か苦しかるべきと答へける故、両親も殊外欣びて、誠にまろふどの如くとゞろめけるよし（尊経閣本「とり巻ける由」）。もとより右娘轆轤首らしき怪敷いさ、かなく、夫婦日出度栄へしかど、またも疑ひやありけん、何分江戸表へは差越さず是而已に難儀する由、森伊勢屋の番頭が許へ申越しけるが、年も十とせ程過て江戸表へ下りて、今は男女の子共も出来ける故にや、江戸出をも免し侍る故罷越たりと、彼森伊勢屋へも来りて昔の事をも語りしと、右番頭予が許へ来る森本翁へ咄しける。森本翁も其頃佐柄木町に住居して、右の貸本屋も覚居たりと物がたりぬ。（巻之五、四四三〜四）

@「轆轤首」や「飛頭蛮」などという風評被害。ろくろ首の噂のたてられている女性、「奇病」という噂が人びとの嫌悪を惹起して差別の根柢となる事例。病氣や病者に対する差別意識、病氣による家筋の問題。しかし結局、結婚し幸いとなる@

31、杉山検校精心（精進）の事 杉山検校凡下の時、音曲の稽古しても無器用にして事行べしとも思われず、其外何にても是を以盲人の生業を送らん事なければ、深く歎きて三七日断食して、生害（生涯）の業を授け給へと丹誠を抽んで、江の嶋の辨天の室前に籠りしが、何の印もなければ、所詮死なんにはしかじと海中へ身を投しに、打来る波に遥の汀に打上られし故、扱は命生ん事と悟りて、辨天へ帰り申ける道にて、足に障る物あり。取上見れば打鍼也。然らば此鍼治の業をなして名をなさんと心底を尽しけるが、自然と其妙を得て今杉山流の鍼治と一派の祖と成しとかや。（巻之五、四四七）

@盲医の杉山和一、視覚障害者の生業問題。当時の他の盲人と同様の音曲師には不器用でなれないと思ひ、盲目の杉山が江の島弁才天への参詣のなかで、鍼医になることを決断。鍼治療一流派（杉山流鍼術）の起源説@

32、疱瘡神といふ偽説の事 世に疱瘡を病る小児、未前に物を察し或は間を隔て尋来る人を言当る故、疱瘡に神ありといふもむべ也と、予が許へ来る木村元長といへる小児科に尋問ひしに、実に問ふ通りなれど、小児熱に犯されて譫語をなすを、見女子の聞所には神鬼あるに均し、然れ共一般に熱計とも難申、狐狸妖獣の類、無心の小児熱に精神を奪る、に乗じぬるもあるらん。元長が療治せる霊岸嶋辺の小児、其未前を察しなどする事神あるがごとし。疱瘡の神ならんと家内の者杯尊崇なしけるが、或日このしろといへる魚と強飯を乞ひける故、医師にも尋その好む所を疑ひしが、心有る者右病人に対し、成程右両品は其乞ひに任すべし、さるにても御身はいつ方より来れる哉と嚴敷尋ければ、我は狐也、食事に渴して此病人に附たり、右望叶なば早速立去らんと言ひし故、望の品を与へければ、程なく狐さりしと見へて本性に成り、其後は順痘に肥立けると也。（巻之五、四四八〜九）

@疱瘡神（疫病神）のため特別な予知能力などがあるとされるが、これは高熱・熱譫妄による意識障害と評価。しかし、狐憑きや狸憑きによる疱瘡罹患ありとする@

33、疱瘡病人まどのおりざる呪の事 疱瘡の小児、数多く出来て俗にまどおりると唱へ眼あきがたき事あり。兼て数も多く、動膿にも至らば眼あきがたからんと思はゞ、其家の主人払暁に自身と井の水を汲て、右病人の枕の上へ茶碗やうの物に入れて釣置ば、始終まどのおりるといふ事なし。天一水を以火毒を鎮るの利にもあるらん。瘡数の多き程右器の水は格別に減候事の由。眼前見たりと予が許へ来る医師の物語り也。（巻之五、四四九）

@疱瘡による視覚障害の症状への対応@

34、同眼のとち付きて明ざるを開く奇法の事 疱瘡の後、かせなどに至りて眼とちて明かぬる時は、蛇髮斗の頭の黒き所を水に浸し、外へ障らざる様睫毛を眼尻の方へなづれば、開く事立所に妙なりと、是又右医師の伝授也。（巻之五、四四九）

④「痲瘡」による視覚障害の症状への対応。呪術医④

35、老農達者の事 享和二戌年の秋、関東筋出水して、川々普請目論見とて鈴木門三郎廻村せしに、武州八甫村與次右衛門儀、年百歳の由、極老の者に候処至て健かにて、諸人足に先立、公儀より御憐愍にて莫大の御入用を以、御普請被仰付候処、右は百姓銘々の困ひに候間、不被仰付候とも精入可申旨にて、御普請に出候人足共を叱り励し飽まで精を入候儀、帰府の上、懸より申上、御褒美錢拾貫文、伺の上とらせ候由。此図「図省略」は、川方御用に出し輩の内御普請役など、戯れにかきたる由にて見しが、老農の有様、斯も有んと其儘を爰に写しぬ。(卷之六、四六三)

④「異能的な長寿化。高齢者の就業・職業能力。百寿者、齢数百歳ながらも普請役・河川工事に従事する労働能力の異常に高い老齢者(そのため幕府から褒美を受けたとのこと)④

36、病犬に喰れし時呪の事 病犬に喰はれし時、なま大豆を喰ふに、なまぐさき事さらになし。升の角より、右喰れし所へ、たえず水をかくる事なり。なま大豆、なまぐさく覚るを度として止る事、奇法の由、人のかたりぬ。(卷之六、四六七)

④「病犬」による咬傷を原因とする一種の味覚障害への奇法④

37、長寿壯健奇談の事 細川越中守留守居を勤、九十三にて致仕なしける中川軍兵衛といへるは、明和九年か、其翌年にか死したる由。予が許へ来れる秋山玄瑞、年若きより知人にて、死しける頃は寿算百廿一歳の由。玄瑞懇意の儘、いかにして斯長寿壯健なるや、養生の道もあらば、教へ給へと問ひしに、何も養生の道ありとも不覚、人は大酒大食を禁じ、淫事を除き候得ば、随分長生なるべしとかたりし故、御身は淫事はいつの頃より禁じ給ふやと尋ければ、六十四五より淫事を止りしといひけるに、玄瑞も大きにあきれ、かゝる壯健の生れもありしと、語りぬ。(卷之六、四六七)

④「長寿化(「百廿一歳」、健康長寿への道としての養生法。酒食、性生活的節制が基本と言うが、高齢での性生活でも長寿。長寿は養生の結果ながら、その異常認識も潜在か④

38、奇薬を伝授せし人の事 宗対馬守家来に仙石主税といへる人、朝鮮の勤番に渡海して彼国に在番せし頃、虎狩ありと聞て見ん事を好みしに、或る日虎を狩る由、案内にまかせ高き所に鉄砲を携居たりしに、虎狩出され勢ひ猛に馳来りしに、鉄砲を放す間なく飛びかゝりしを、玉を放ち尚筒にて打て虎は殺しけるが、虎の爪目へ当りしや、両眼ともに腫れ上り誠盲目ならんとせしを、朝鮮にても、対州の役人右の始末故大に驚ろき、色々医師を求め療治せしに、或貧医来りて薬を与へけるに、早速快、眼氣元へ服(復)しければ大ひに悦び、厚く礼謝して若干の金銀をあたへて、眼薬にかゝる奇法ある事、何卒本国へ土産にしたき間、右法伝授を乞ひけるが、必外へ洩しなと堅く誓ひて伝授せし故、本国へ帰りて、何の眼にても右薬一法を与へしに、快気する事神のごとくなり。主税が武術の師に、伊東寸朴とて真刀流の術をなしけるが、子共とてもなく、主税はしばしば世話になりし故、一生のたつきにもせよかしと右眼薬の法を伝授せしが、寸朴年老て武州秩父にて身まかりし由。彼寸朴命終のころ、厚く世話をなして介抱せし仏師ありけるが、此法寸朴にて絶ん事を歎き、彼仏師が深切にめで、かたく他伝を禁じ伝法なしけるが、仏師彼法を受持し、仏師細工のため上総の浜方へ至りし時、大勢眼の薬をあたへしにいへざるはなし。皆々驚き称しけるが、或漁父眼を損じ年ごろ歎きけるを、彼薬を与へ快氣しける。殊外悦びて、何も謝礼なすべきのよすがなしとて、家に伝はる脚氣の奇法を仏師へ礼伝なしけるにぞ、又彼脚氣の薬を拵へ、右病ふの人へ与へけるに、是も又奇々妙々なりければ、さる医家にて、俗体にては医者とも見へずとて佐脇朝運と名乗せ、専ら右両薬にて所々療治なしける由。当時北組の町与力、島左次右衛門方に寄宿して、とし頃五十歳計の由。左次右衛門え未尋ね候事はなけれども、面白き行たて故、人の語るまゝを享和三年の春、記し置ぬ。(卷之六、四六七)

@眼病や脚氣など、長病化しやすい病(その意味で「障害」)に対する奇薬が、秘伝として伝播。長病化に効力ある薬への欲求。虎爪による目潰し・両目の怪我が原因で盲目となった者が朝鮮の薬で快癒、それが秘伝化し伝播。また上総国のある漁師の家伝の脚気薬@

39、孝傑女の事 享和三年の頃、御代官なる塩谷何某の手代に、苗字は聞洩しぬ、林左衛門といえるありて、年頃廉直に勤めて、御勘定奉行の手附とやらん、勢ひよく勤めしに、一人の娘ありしを、同じ手代仲ケ間の世話にて、是も同じ手代類役の内へ嫁せしが、いまだ事極りしにもあらず、況(いはんや)たのみなどとりいれしにもあらず。しかるに熊ヶ谷辺の知音、かの林左衛門と懇意なりしが、右の媒にかゝりし手代を以て、彼娘を越後の国の豪家の百姓へ世話いたし度と、頻りにいひこしける故、彼越後成る百姓は音に聞へし富家なれば、手代のかたへ嫁せんよりは、遙にまさるべしと、林左衛門夫婦へも咄しければ、夫婦も大きに悦び早速承知の趣にて、娘へもかたりければ、彼娘、何分越後へ嫁せん事はゆるし給へとて、断に及びし故、父母は勿論、かの媒せし男も、いろ／＼うちよりいさめけれど、父母の命に背くは恐れあれど、幾重にも免し給へと断るゆへ、媒もあぐみて考へぬれど、かの媒せんと始めかたりし手代は、年も四十にて年頃も相応にも無之、容貌は大疱瘡にて醜といふの類ひ、いまだよき手代といふ程の人物にもあざれば、恋慕執着のたくひにもあらず。富貴を好むは人情の事故、ひそかにかの娘が内心を尋ねしに、素より右の手代の方へ嫁せんと好むにもあらず、しかれども、最初に物語り媒ありしは右の手代にて、追て越後の豪家の農家より需むるとて媒あれば、全く富貴に目のくれて子を売る罪、父母に蒙るべし、父は醇直を以て今元締等も致し、人も稱するに、此事にて慾にふけるの名をなさん、これ子の身としてしのびざるの事なり。(略)〈卷之六、四七〇〉

@「容貌は大疱瘡にて醜といふの類ひ」の者との縁談が先に決まっております。あとからきた富豪との縁談を、「富貴に目にくれて子を売る罪、父母に蒙るべし」との娘の危惧から、断る。疱瘡による顔の「醜」の嫌悪に対し、親

の不道德者という不名誉回避の心意がまさる@

40、産後髪の不抜呪の事 婦人出産後、夥敷髪を抜るものあり。産済て、枕にかゝり候節、髪の内ひよめきといえる所へ生塩を聊か置ときは、毛不拔事妙の由。又一法に、出産後、いたゞきを、毛ぶるひを以て震ふまねせば、是又毛抜候事無之由。(卷之六、四七二)

@婦人病の産後脱毛症、産後に髪が抜けないようにする呪法。女性の毛髪をめぐる容貌への心意@

41、幻僧奇薬を教る事 小石川寂圓寺の住僧の坊守の里なる、くらやみ坂の由(尊経閣本「寂圓寺の僧くらやみ坂のよし」、寺僧等の名も聞しが忘れたり。疝症にて言舌不分、手足痒へてなやみ、五年ほど以前なりしが、百計医薬すれども其験なし。或夜眠さめしに、兩戸少しあきし所より、丈六尺斗の僧立入て、汝が病ひ難儀なるべし、是を治せんと思はゞ、千葉の売薬を用ひば快気するべしといひしが、右は小児の薬なれば、中症「ママ」にしるしあるべしとも思わざるに、(尊経閣本)彼僧は元の処より出行、心にも不止一兩夜過しに、又ある夜)彼僧来りて、汝わが申処を疑ふや、呉々も千葉薬を調へ飲べしと憤り叱りしゆゑ、心得しと答へぬれば、又元の所より立出しが、跡をしたひて見ければ、庭の内に少しの石垣ありし所にてかたちを見失ひぬ。さて捨置べきにあらざれば、人して千葉が鄙へ至り薬を需め、此薬は小児のみの薬やと尋ければ、小児のみならず老人などは用ひて功ありと云へるゆゑ、害もあらざらんと彼薬を用ひしに、果して其功を得、物言ひも追々相分り、歩行も一里斗りの所は杖によりて行通ふ様になりし由。文化元年四五月は、また煩付て、此度はとても活間敷と、彼寂圓寺の且縁なる人語りぬ。(卷之六、四七三)

@「疝症」が原因とされて言語能力及び四肢の痺れ・麻痺など運動機能の障害、杖の補助で歩行している者(歩行困難となった身体障害者の移動に使われる用具)、売薬、病気によって引き起こされた身体の各機能障害に対する有効な医療行為・障害の状態を改善するという薬@

42、犬の堂の事 烏丸光廣卿の狂歌とて、人のかたりけるは、はるぐと
いぬの堂より見渡せば霞か船の帆へかゝるなりといへるが、犬の堂といへるは、
何所なりや不知過にしに、予がしれる何某、大和廻りして物語りに、丹後の成
合の最寄に、犬の堂といへるあり、彼所に飼置ける犬、主人の病氣重き節、観
音へ日々参りて主人の病は愈ぬ、依之彼家にて、右犬を愛養して、斃し後右の
処に埋め、堂坏たて、いつとなく犬の堂と唱へしが、年を経、今も犬の堂と
て、海上を見渡し絶景の場所のよし。彼是考合すれば、光廣卿の歌も、此犬の
堂を詠る興歌なるべしと、しられたり。〈巻之六、四七四〉

④犬が寺へ参詣する行為によつて飼い主が煩う重病が快癒したとの民間伝
説。親しい動物による回復④

43、二尾檢校針術名譽の事 二尾檢校城栄は針術に妙を得て、元祿の頃、

紀州公へ被召出、五拾人扶持を給り、猶役金等も給りしが、一生無妻にて聊欲
を不知。常に遊所へ至りて遊女を樂しみとなし、公辺に出ていさゝか隠す事
なく、其氣性剛傑ともいふべし。紀州家の愛臣、氣病にて久敷不快なるを療治
せしに、檢校針をおろす夜は何事もなし。当番其外君用にてまからざる時は其
病ひ危し。是を君も聞給ひて、檢校へ夜詰の勤番不被仰付故（尊經閣本「勤番
御免被仰付故」、夜毎に彼病人の許に至りぬ。或日座敷に檢校ひとり休息しけ
るに、女の声にて頼たき事ありといふ。いかなる事哉と尋ければ、此あるじに
は恨る筋ありて、取付悩すなり、我は野狐なり、我願ひ御身の鍼故に成就せざ
る間、重ては鍼を用る事、容捨あるべし、若いなみ給はば御身の為にもなるま
じといひける故、檢校答けるは、汝人の命をとらんとす、我は人の命を救ふを
業とす、況君命を請て療治する上は、汝が望、決て承知しがたし、我に仇なさ
ば勝手次第、命と業とはかへがたとしと申ければ、彼もの大に憤り、檢校の側へ
來り、かきむしりて奥の方へ入ると覺へしに、病人以外の由、奥より申來り
し故、早速立入、檢校も右の事を聞し故、心命を加へて鍼を下し療養なしける
に、早速ひらき快かりしが、翌朝大庭へ年古狐斃居たりしは、誠に檢校の心術の
一鍼、其妖は退治せると、其徒のもの、今にかたり伝へしとなり。〈巻之六、四

七六

④「氣病」（鬱病）に悩む大名家臣の治癒。この病は狐の恨みによるもの
で、狐は檢校にそれへ鍼治療すれば命を奪うというが、君命を守ると治療
し、やがて狐斃れる。狐に惑わされない盲人の強い姿勢④

44、古仏画の事 川尻甚五郎、被咄けるは、彼家に古画の由、弥陀の像を

一幅持伝へしが、手足に水かきあり。不審なれば或人に尋問しに、古への仏画
には手足の指に水かきあり。群生を救ふの為、水に入て溺るゝ者をたすけすく
わんための由。大般若経とかに、三十二相揃ふといふには、右の通り手足の指
に水かきありと、いひし由なり。〈巻之六、四七六〉

④水難に関わる靈験を持つと信じられてきた水かきがある阿弥陀如来仏画。

「手足指縵網相」（手足の各指の間に鳥の水かきのような金色の膜がある）
という「三十二相八十種好」（仏の容姿や身体に備わっている普通の人と異
なる特徴）の一つ。異形による異能性④

45、生得ならずして唾となる事 大御番を勤仕せる餘語彈正といへる人あ

り。彼一子至て聰明なりしが、年頃になりて、与風唾となりし由。耳も不聞、
物言ふ事曾て難成。されども、年頃になりての事故、物書事はなりぬれば、廃
人たる事を歎き、惣領除きを父に願ひて今に存在の由。唾などは自然の不具に
て、出生より其病あるは不珍といへども、中途右様の儀有べき事とも思はれず。
其父酒癖ありて不経済にて、甚貧家成よしなれば、それを見限りて、其身をわ
ざと廢人に偽なしたるにはあらずやと、いえる人もありしが、右斗にも無之、
小日向辺の人の奥方も、ふと唾となりて今も存在の由。名はかたりがたきが、
三橋飛州しれる人の由にて、かたりぬ。〈巻之六、四八〇〉

④聴力の損失並びに音声や発話機能の障害、聾啞者、「廢人」「不具」認識。

「惣領除」（病弱や身体障害などを理由に後継者として決まっている者の廢
嫡）。後天的な聾啞の特性や発生原因についての理解不十分で、父の酒癖が
悪く経済的に困窮したため、障害者を偽装しているのか、いう眼差し④

46、市陰の外科の事　或諸侯瘰癧を愁ひて、衆医師其法を施せども験なし。或時夢に、吉永正庵といふを以療治せば快験あるべしと夢見ぬ。おぼろげの事ながら、其名をも正しく覚、是より東北の方と告ある事なれば、若しやか、る事あるまじきにもあらずと、家来手わけして所々問合せ尋しに、吉永正庵と言者なし。或時、軽き者両国辺を廻り、見せ物辻売杯一見して歩行しが、楊弓店近所に筵を敷、売薬致候者、其看板を見るに吉永正庵とありし故、住居等尋しに本所辺の裏住のよし。然れども余り売薬鉢の者友(伴)なひてゆかん如何と、屋しきへ戻りかくく〜と語りしゆへ主人えも告げるに、素より夢を信んじての事なれば、左も有べしと、何歎くるしからんと、呼とありしより招きしに、彼者陰もつを見て品々早速療治すべしと、其薬を施しけるに、不思議に彼吉永にて快験を得たると也。(巻之七、四八九)

④「瘰癧」という男性器の難治性症状を有する何らかの炎症性皮膚疾患に悩む大名。病治療が可能な者の名が夢で告げられ、その身分低い売薬者を探し、薬で治癒。難治病の治療法が夢告④

47、疱瘡の神なきとも難申事　予がしれる人の方にて柴田玄養語りけるは、いづれ疱瘡には鬼神のよる所もあるにや。名も聞しが忘れたり。玄養預りの小児に疱瘡にて、玄養療治しけるが、或時病人の申けるは、早々さら湯をかけ、湯を遣ひ度よし申ける故、未かせに不至時日故、難成よし申ければ、かゝる軽き疱瘡にはかさか、り候はゞ不宜とて、何分早く湯を可遣由強て申故、両親も甚こまり、玄養え呼に越候故参りけるに、しかく〜の事なりと語りける故、軽き疱瘡なれ共、未詰痂の定日にもいたらず、玄養直々彼病人に向ひて道利(道理)を説聞せけるに、かゝる疱瘡に長かゝり合せては迷惑なり、我も外えゆかねばならぬ事也といふ故、いづ方え参る哉と玄養尋ければ、四ツ谷何町何某と申町家え参る由答ける故、奇なる事と思へども、父母と申合、酒湯のまなびしといわる杯してけるに、無程肥立て無程相済ぬ。玄養婦宅のうへ、去にても怪敷事をと四ツ谷何町何や某と申者方え人を遣して承りけるに、一兩日熱気強小児疱瘡と存よし答ひ(ママ)ける故、然れば彼疱瘡にて、鬼神のよる所ある、

諺に又うそならずと物語りせし也。(巻之七、四九二)

④「疱瘡」。医者も疱瘡神が原因の場合もあるとの見方④

48、同「疱瘡」病重軀を不思議に扱ふ事　是も柴田玄養の物語の由。或家の小児、至ての重き疱瘡にて面部口の廻り共に一円にて、忒歳なれば乳を吞事ならず。纔に口のあたり少しの穴ある故、彼穴より乳をしぼり入て諸医療治なせど、誰ありて□(諾力)といふ者なく各断なるよし。彼小児の祖母の由、逗留して看病なしけるが、立出て玄養に向ひ、此小児御薬も給りけるが全快なるべき哉、諸医不残御断の様、薬給る処は御見込といふある哉と尋ける故、我迎も見込といふ事はなし、強て両親の薬を乞給ふによりあたへしと語りけるに、然る上は御見込もなく十死一生の者と思召候哉、然らば我等療治致候心得有間、此段申承るよしに付、実も十死の症と存る由答へければ、あるじ夫婦を呼びて、是迄医者衆も不残断にて、玄養とてもあの通りなれば、迎も(可力)不治ものにあらず、然る上は我に与へ、心儘になさしめよ、若、我療治にて食事もなるべき口つきならば可申上と玄養えも断て、彼小児風呂敷に包、我へまかせよと宿へ立帰りし故、玄養はけしからぬ老女と思ひ捨て帰しが、翌日、彼小児乳も吞付候間、療治給り候様申来故、驚てかの許へ至りしに、彼老婆の語りけるは、迎も不治者と存ゆへ、宿元へ帰り湯をあつくわかし、彼小児を右の湯へ入、衣類沢山にきせて火の辺に置てあたゝめしに、一向に出来し痘瘡ひゝわれて、口の所も少し明ける故、乳を付しに給(たべ)付たると語りしが、かゝる奇成事もありしと語りける。(巻之七、四九二)

④口周辺も瘡ができて授乳できないほどの子は医師たちも治療できないというが、ある老女が過熱で痘瘡をひび割れさせ、授乳できる状態にして助かる。重病者を老女が救う民間治療④

49、鱷魚は眼気の良薬なる事　宝曆の初、日本左衛門といへる強盗ありて、其節の盜職改徳山五兵衛方へ被召捕御仕置に成りし。右吟味の節、同組与力何某、日本左衛門闇夜にも物を見事顯然たる由を聞、吟味処の灯を消して聞くな

し日本左衛門を引出し、右吟味所に有之手鎖捕縄等の数を尋しに、聊相違無答へけれど、右は昼見置候哉の疑ひある故、其辺に有合訴書を渡し読由好みければ、灯火にて読程にはなけれ共、無滞読ける故、何ぞ薬等有て眼精如斯哉と尋しに、若手(ママ)の頭人の教けるは、うなぎを沢さんに食すれば眼精格別と語。其喰しやふは、縦令ば朔日より八日迄日々うなぎを沢山に喰、夫よりは断もの同様に一向不喰、最初先仏神えなり共祈誓して断物にして、扱七日程喰するよし。尤、鱧の首の処は不給(たべず)、首より五分程の間、肝のある所を捨、尾先は末の所迄給候由。鱧の肝は目の薬杯といへど、大き成そら事にて、尾先はすべて精身の集る所故、尾先へは随分肉を不残喰するよし申けるを、彼与力聞て、右にならひうなぎを不絶食しけるに、眼氣人よりはよかりしと、其子孫のかたりしと也。谷何某物語也。(卷之七、四九二)

@ウナギを食することで異常な視力が得られる。食物による優れた身体能力の獲得@

50、不義業報ある事 上総国久留里城下宿に、鍊物屋平五郎と言ものあり。同領は勿ろん近郷近国の鍬鎌其外を拵へ売出し、余程の富家なる由。廿年程以前の事也に、妻の妹逗留なしけるに、妹は艶色ありて妻には遙に容貌まさりければ、平五郎心を掛けれど、其妻甚の妬氣者生質ゆへ何となく打過しに、或時の年(ママ)、石尊参詣の連大勢女連もありて、妻は残り妹は石尊へ参詣せしが、道中にて密通なし帰りけるが、妹心に悪を生じ、何卒姉を除、我妻にならんと思ひ、平五郎も睨(しか)あらばと思ひて其妻への当り以外の外也ければ、彼是事六ヶ敷もつれ終に妻をば離別し、其妹を如何なせしや妻となしぬ。然るに平五郎が方へ昼夜となく蛇出て、或は大きく又少きも有しが、後の妻なる者(之脱力)をうれひ、程なく病をうけ身まかりぬ。平五郎は如何せしや腰ぬけ、今に存命なりと彼国の人語りける。(卷之七、五〇〇)

@妻を離縁し妹と再婚。嫉妬深い妻は蛇となり、後妻は病死。夫も「腰ぬけ」という身体障害者化。業病・今世の悪行(悪業)の報いという認識か@

51、退氣の法尤の事 文化元年麻疹流行なして、死する者も多かりしが、

番町辺の御旗本の奥方麻疹にて身まかりしが、其隣御旗本の妹容色もよかりしと、無程世話する者のありて後妻に呼迎へしに、度々先妻の亡霊出て当妻本心を失し。色々の療治すれど快験なく、山伏又は僧を頼み祈禱なせども聊印なし。外の者の目には見へず、只当妻のみ見へけるとなり。此事を或人聞て、中々一通りの者祈禱してはきくまじ、牛込最勝寺の塔頭徳林院の隠居を頼み可然と言ける故、彼徳林院へ至りしかぐの事語りければ、我が祈禱にて可利有とも思はれねど、此地蔵の御影を持行古位牌へ張付、仏壇へなりと枕元へなりと置て(ママ)、仏器に一盃の茶を入与へけるにぞ、則立帰り其通りなしけるに、其夜よりたへて怪異なかりしと也。絵に画る地蔵の奇特とも思はれず、仏器の茶は何為に与へける、是の事にきくに、あらず、此老僧はさる者にて、退氣の手段をなしけるなり。彼後妻隣家なれば、先妻息才(息災)の節より通しけるや。たとへ通ぜずとも、不幸間もなく再縁せし事故、先妻は何とも思はぬとも、当妻恨みもせんと思ふ心より靈氣呼たるべし。(卷之七、五〇四)

@病理学的に原因や病名が特定できない体調不良(精神疾患か)。後妻が病氣になったことを先妻の亡霊の仕業と解釈。先妻が恨んでいるのではという後妻の思い込みが亡霊をみるような「本心を失」う背景という。精神疾患による幻覚か@

52、人の歯にて被喰しは毒深き事 予許へ来る外科西良忠語りけるは、犬に喰われ、猫鼠又は牛馬に喰われし疵を療治なせしが、其中に甚だ毒有物にて、有時軽き者喧嘩杯なし、人に喰付れし疵を療治なせしが、甚だ毒深く治し兼ねると語りぬ。文化寅の年八十七歳に成る老医なれば、然も有なんと爰に記す。(卷之七、五〇六)

@動物から噛まれた疵は治癒するが、人から噛まれた疵は毒深く治癒しにくい。咬み傷、病原菌の知識がない時代の病の伝染源や感染経路に関する言説。人から人への感染は動物からの感染よりも治し難く症状が悪化する危険性の認識か。人の甚だしい毒性観@

53、変生男子又女子の事 文化寅年の夏、肥前国天草郡大浦村に嘉左衛門娘やなどいへる者、廿六歳にて男子に成しよし。常に(衍カ)かわりし陰戸の肉、幼年より常にかわりしが連年実上りして、当時は全男子にかわる事なし。尤其質和らかにて女の様にも有しが、髪をも生じ乳も男の通りに成りし由を聞て、例の留守居廻状か京童のたわ事ならんと嘲りしに、座中金澤聞て、かゝる事もあるまじき事にもあらず、下総の国印旛郡大和田村喜之助と申者、廿歳時男根変じて女根と成し事を、郡代方を勤し比聞しと語る。又石川某が元大御番勤の比、森川肥後守組由田與十郎召仕への中小姓名は不覚しが、廿五歳にて女子と変じ、程過て子を持たる事あり。是等は最初陰所甚痒く、終に男性しほみ落し女性と成りし由。右兩人の咄しに何れも生れ付の気分(女カ)性質の如く、やわらかなる人物の由語る。造化の変異かゝる事も有べき也。(卷之七、五〇八)

@女性の男性化(ただし「其質和らかにて女の様にも有し」、また女性の女性化(「終に男性しほみ落し女性と成りし」)の話。生殖器奇形・性未分化で、男女の区別ができない身体の人@

54、座頭の頓才にて狼災を通し事 下野の者日光道中筋へ用ありて出しに、日も暮に及ぶ頃茶屋によりて酒杯始けるが、木挽体にて大鋸を腰にさし候者一人、座当「ママ」一人一同其茶屋に休み、彼是の雑談致、右の内木挽と座頭は、是非けふの内、先き方へいかざればならずとて立出んとせしを、彼茶屋の者押止めて、此程は右道筋に狼多く出て害をなすと聞ければ、夜中行給ふこと不可然、迷惑ながら此茶屋に一宿なし給へと申けれど、木挽座頭共誠に無抛事にや、いなみけるに、彼野州の旅人も、三人同道に候はゞ狼も害なかるべしとて、終に立出しに、程なく日暮て野道にかゝりしに、あんに違はず狼一二疋見えしが、其脇を通り抜て事なく行違ひしに、また向ふを見れば狼数十疋群れ居て、或は吠え、又は物を捜す体にて中々通りがたく、こなたへ向ひ来る様子ゆゑ、手頃なる木へ登りて三人ともうづくまり居しが、右狼たちさる体にも見えずと申合けるに、座頭木挽に向ひ、御身の腰にさし給ふ由の鋸をかし給へとかり請て、己が喜勢留を持って右大鋸を列敷た、きければ、かまびすしき音限なし。右音に

驚しや、集りし狼いづちへ行けん、みな散り失て難なく三人共志す所へ通りしと也。(卷之八、五一六〜七)

@狼を追い払う機転の知恵を「座頭」・視覚障害者が出して実行し健常者にも助かる。障害者の優等性@

55、霜幸大明神の事 牛込冷水番所に小川茂三郎とて二三百石取の人有。玄関の脇にいさ、かの祠ありて、痰疾を愁ふる人は祈れば功験甚だいちじるしく、快験の後小豆を一袋づ、神納なすと云り。其由来を知る人の語りけるは、宝曆の末に右小川氏の家来、夫婦者にて年古く勤ける、名は山田幸左衛門とい、妻の名は於霜とい、けるよし。常に夫婦とも痰を愁ひてくるしみけるが、幸左衛門身まかりし時、さるにても痰程苦しき病はなし、我死て後痰を愁ふる人我を念せば、誓て平癒なさしめんとて身まかりぬ。於霜も程なく同病にて相果しが、是又夫の誓ひし通り、我も痰を愁ふる人を平癒なさしめんとて相果しが、外に世話する者もなく素より子もなければ、主人より菩提所へ送りて念頃に弔ひ遣しけるを、中山の貫主が是を聞て、かく迄に夫婦とも思ひつめぬればしるしもありなんとい、しが、成程其後は痰を愁ふる者願だてすればしるし有と、人々云しゆゑ、幸左衛門の幸の字お霜の霜の字を合、霜幸明神と祭り、今に小き祠あるに、近隣の者は不絶右の祈願する者多しとなり。(卷之八、五一七)

@「常に夫婦とも痰を愁ひてくるしみける」が、「痰程苦しき病はなし」として、平癒を祈願する神(治癒神)。常に苦しむ病(常病)は障害か@

56、幽魂貞心孝道の事 四ツ谷長泉寺横町にますやといへる紺屋有之候処、女房並に子共も因果、渡世にも差支、殊に唾の一下子残り居候て誠に困窮に及びけるが、兼て手間取杯に頼て、貧しく暮しける夫婦のものいかにも実体なる故、彼を養子相談して則紺屋の株式並家財雜具をも譲、其身隠居同様にて暮しけるが、右養子夫婦の者あくまで孝心を尽し、唾の幼年物をもいたわり誠に実父の如くつかへければ、近隣も其心深を賞し、隠居も殊外歎びける。老齡限ありて、隠居は因果ける。然るに妻もいかゞせしや、病に染てこれ又無程物故しけるゆ

ゑ、夫の歎きいふばかりなし。しかるに男住居、殊に唾の幼年もあれば、知音の者近隣の者進め媒妁して後妻を入れるが、此後妻も夫の申付に任せ彼唾をも勞り育てけるが、或夜夫は留守、女房壱人臥り居しに物音に驚き目覚めるに、枕元の屏風の影にその様此世の人ならざる女立居たりければ、わつと云ておびえ恐れて夜着引かづいで臥けるが、能く思ふに先妻の幽魂、心残りて来るなるべし、かゝる所には一日も不被居と思へども、あけの夜は、今宵は来るまじ、心の迷ひなりと臥けるに、又候彼女前夜の如く立居たりければ、わつと云て夜着引かづぬ。夫も其夜は脇に臥ける故、何ゆゑやと引起しければ、最早隠すも不及、しかゞの事なりと語り、何卒暇給はれと申けるを、夫つくゞ聞いて、先妻の行状並心底かゝるものにはあらず、全汝が迷ひなるべしと色々宥けれど、一夜ならず二夜までまのあたり見し事、聊心の迷ひにあらずと云るを漸になだめ、かゝる事には、さゝばたきして聞て然るべしと、市女呼て法の如く水むけし候に、先妻其市女につきていへるは、両夜夢の如く形をあらはせしは狐狸の所為にもあらず、我等が出しに違ひなし、しかれども、嫉妬執着等にて来るにあらず、当妻へ委細の訊いふて頼度事ありて来りしを、恐れて魂消計ゆゑ思ふ事述るに及ばずと、家のあらましを云て事おさまりぬ。さては迎其夜臥せしに又来れば、妻も此度はおそれずして聞しに、幽魂申けるは、此家の儀は其唾の実父成る人、我等夫婦を力に頼み、ゆかりもなき身に家藏雜具迄譲りあたへ、唾なる子の養育を頼み給へば、我世にありし頃は夫婦心を合せ孝養をも尽し幼子をもいたわりしが、我等命数尽て泉下の人となりぬ、後妻も心よき人ながら始の事はしり給はじ、くわしく此訳物語て、幼子を育て此家大切になし給へ、外に我等が願ひなし、くれぐゝ夫の事幼子の事頼といふて消失ければ、此度は妻も恐るゝ心なく、委細を聞て涙を流し、夫も厚く亡魂の信実を感じ、さるにても未心の迷ひもあるべしと施餓鬼などせしに、或夜夢に当夫婦の志をよるこび成仏もなせしと語りけるとぞ。此一談、談義僧の咄らしけれど、至て此頃の事にて相違なき事なりと、或人かたりぬ。(卷之八、五三二)

⑥養親が「唾なる子」(発話障害児)を養育。養親にとり、預かった子の親が私財を譲渡してくれてまで頼んだ恩義に対する孝心が、養子の障害児を

育て得る動機。養親のうち女性はなくなるが、その後妻に対し幽魂となつて心意を伝える。障害者が養子縁組ながら孝心に支えられ大事に育てられる逸話⑥

57、痲石の事 清水勤番をなしける倉持忠左衛門は、森田が門弟にて笛を吹き、予が許へも来りしが、或時暫く来らざる事あり。一体堅直なるおの子なりしが日を隔て来り、不計煩しき事ありとだへぬ、いゝし(ママ)に、奇なる病を請て大きになやみし由。其訊は、前々痲疾の愁もありしが、絶て其愁ひ忘れしに、与風他へ行しに、通じを催しけるに任せ用場へむかひしに、いさゝかしたゝり候迄(にて)(尊経閣本)、通気はしきりなれど一滴も出ず。陰茎の先につまりて、えぐる如くいたみければ、せんすべなく漸く帰宅して臥りけるが、其夜は眠る事もあはず。是は小便へい(閉)ならんと、医師にも見せ薬用もなし、また人の伝へに、山中に生るさるおがせを呑めば痲疾に妙なる由故、猿おがせを取寄細末にして砂糖に和して吞けるが、右猿おがせの験にや、余程通じもつきて少しく難儀を忘れしに、明けの日小用なしけるに、又候鈴口いたみ、通気をおさえるに与風手をやりみれば、何か指にさわる尖(とげ)の如くいたむゆゑ、物こそあれと、百計しけるに漸く一物を鈴口より取出しぬ。凡長さ式分程巾壱分程にて、色うるみ鼠色ともいへる石なり。所謂菌のしほの如く、かたき物なり。夫より全快して、常に服し、右石を塩以よく清め洗ひて、後世の者の心得のため秘め置しとて見せけるが、倉持が申が如く、諸医に見せけるが、石痲の石と云もあれど至て小さきもの細末なるは見しが、かゝるはいまだ見ずといゝけるよし、倉持かたりぬ。(卷之八、五三三)

⑦「奇なる病を請て大きになやみ」という障害観。「痲疾」・淋病、「痲石」・尿路結石による排尿障害か。「さるおがせ」(猿尾枷)の生薬としての有効性⑦

58、奇子を産する事 文化五辰の夏原田翁語りけるは、麴町辺の由、町人の女房、血くわいを煩ふて暫くなやみけるが、或日頻りに腹痛いたし苦しみを

る。夥敷血を通じ、右血は綿の如く玉の如くかたまりし。其数多通じける内、何かうごきてはひ出るものありしを、夜伽なる老女、其婦人の驚かんを恐れて、いそがしきに紛、服紗やうのものに包みて、ふとんの下に押入て、さて婦人を介抱して病氣は快かりしに、医師の来りけるとき別間にて其容体を聞ける時、彼老女右怪物を産しを語り、扱よく洗ひて見しに僅に二寸許りの物なりけるが、人体聊かわる事なく、五体そなわらざる処なし。誠に奇成とて、右の医師是をもらひて、人にも見せける。其人の名もしれけれど、隠してかたざりしが、右の訳森見隆の弟子某療治なし、徳田長伯も右出生の品見候由、見隆の語りしとなり。(巻之八、五三六)

①身体が常態ではない出産、「血くわい」「血塊」はかかる意味を含蓄か。
異常出産(妊婦が病中のため流産)により生まれた未熟児が、「五体」そなわるも「奇成」る「怪物」という認識②

59、剛勇伏狐崇事 小笠原官次郎は、帯佩の家、弓術の家筋なり。或年伊勢へ代拜として家来兩人差立しに、右家来、東海道三遠の内、宿場も聞しが忘れたり、旅籠屋に一宿して湯など遣ひ食事仕廻ひしに、亭主出て願ある由申しけるゆゑ、いかなる願やと尋しに、御先触にて見候得ば小笠原家の御内の由、御家は弓術の御名も高ければ願ひ奉るにて候、私娘二三ヶ年野狐に付れ相悩み候、医薬祈禱手を尽し候得共しるしなし、何卒鳴弦墓目の御術にて落し給り候得と深切に願ひければ、兩人存の外の願ひ、素より射術の家に仕ふれども、弓を射し事もなき程なれば大に難渋せしが、右の内老人申けるは、我等を見懸けての頼みいなむべきやうなし、二三年もつき居る野狐なれば卒尔(そつじ)の事にては退散覚束なし、得(とく)と考て可答旨申、さて一間に入りしが、今一人の男、御身は何を以て請合ひ給ふや、御身我等とも弓術の家に仕ふとはいへども、我は弓を射し事もなしと申ければ、我に任せ、我申し付る通りいたさるべしと申付、さて其身は兩人とも水をあび麻上下を着して、彼老人の者にいふやう、我等射術の家に仕へ弓射るすべしらずと答へば、我々のみにあらず主人の恥辱、天下の恥なり、誠に一生懸命の所なり、我等は生きて帰る心なしと

はげまし、さて弓具を持出しけるゆゑ、是を見るに、かけ釣の弓矢か、又は奉納の弓矢にや、狩師の弓矢なるや、亭主差出しければ、さらば病床へ案内あれとて、右狐付を引据ゑ置、諸肌を抜て彼弓に大雁股の矢をつがひ、病人に向ひ大いに罵りて云やう、畜類の身分、人間の体に宿をかり、殊に女の身分をやます事不埒至極なり、最愛の娘なれども、是まで手を尽したるうへは死すとも不悔と親々も申なれば、我今此雁股を以て射殺すなり、覚悟せよと申ければ、病人大に歎き、真平ゆるし給へ、最早立退なりと震ひわな、き詫けるゆゑ、しからは只今立去るべしといふと、とらへ居し人を震(ママ)はなし、表の方へ駈出で戸口に倒れけるゆゑ、介抱して水などそ、ぎければ、息出て本性と成しとなり。今一人の男、だんく様子を尋ねければ、我等主人の恥、武備のおとろへと思へば、死を決し、彼を射殺す心なりと、語りしと也。(巻之九、五五六)

①狐の憑き物。精神疾患や知的障害か。人の疾患をもたらす憑き物を退散させる方法として弓矢(鳴弦墓目)。依頼された二人の武士のうち、一人は「二三年もつき居る野狐なれば卒尔(そつじ)の事にては退散覚束なし」と逡巡。もう一人は、「我等射術の家に仕へ弓射るすべしらずと答へば、我々のみにあらず主人の恥辱、天下の恥」として引き受け、この武士の覚悟に狐が退散し、当人は「本性」を取り戻す②

60、痴僧得死榮事 四谷湯屋横町の生れにて源吉とか源市とかいえる者、生来愚昧にて中年同所天台宗真福寺といふ寺の弟子に成、剃髪なして托鉢等致歩行しが、愚昧ながらも不思議の性質にて、予が知れる同所原田翁のもとなどへも齋などに呼ぶに、仏前にて念仏不唱内は帰る事もなく、食事など給(たべ)させるに飢ざれば決して不食。ひだるき時は、客对其外の遠慮もなく来りて、非時を可出とてうちくらひ、托鉢にあるくに四文銭をあたふれば並銭を三文かえして壺銭の外はうけず。都て何の品調ひ度、遠方人使ひなしと云ふ時、源坊に頼に、遠き所にも聊か不厭、注文の通り調へ来。是により武家町の差別なく彼が貞実を不便がり、又用の便するをよしとして、呉服物其外野菜もの、類夫々に頼むに、至て記憶能覚え何程の品も間違ひなく用を便しけるゆゑ、内

藤宿の旅籠屋女など上下不便がり、四ツ谷中の商人は、源坊が来りし迎銭など
 与へ或は衣類拵拵へ遣しけるに、かゝる愚か者なれば、悪る者など銭を貸し呉
 候様申せば、其身貫ひ溜を不残遣し、衣類迎もかくの如し。扱又たばこなど吞
 尽したるときは、たばこ入を多葉粉屋へ持来、呑よき品詰くれ候様申、右多葉
 粉入れへいれ貫ひ、手拭きせる拵も、商ふ所へ至り、此きせる此手ぬぐひ給り
 候とて取かへる、渠を知れる商家なればいなむものもなく、代銭を受とる事も
 なし。誠に道德の沙門の如し。然るに命数ありて文化五辰年七月相果ける。是
 に可笑しき咄有、まのあたり見しと、原田翁の語りけるは、いづれに果けるや、
 町々に世話いたし、廿一二日の頃とや、真福寺へ葬送のありさまは、まづ先供
 と号、角つなぎの看枚着たる人足の類、麻上下を着し菖蒲太刀を腰にさし、其
 外幟に念仏などしたゝめ、花を飾りし笠ほこに、大勢かけ念仏にて、大きな
 戸板やうのものを張りて、源坊極楽入と筆太に認め、其跡より管絃組と幟を
 立、しやがり笛太鼓にて葬送りし。真福寺本堂の脇へ右幟笠を立て、右馴染
 のものより夥敷貫銭拵を納め、右貫銭にて蜜柑井籠拵つみて、葬送り終りて、
 ふいご祭りのごとく集りしものへ投とらせける。誠に一奇談なりと咄しけるが、
 其辺の松山某にも聞しが違ひもなく、此節四ツ谷中の口ずさみの由、かたりぬ。
 〈巻之九、五五六〜七〉

④「生来愚昧」「愚か者」(知的障害者か)が寺院に預けられて僧侶になり、
 「誠に道德の沙門の如し」と言われるほど「愚昧ながらも不思議の性質」の
 持ち主と評される。人から品を頼まれると「記憶能覚え何程の品も間違ひ
 なく用を便しける」ともされ、自身が好むことには能力を發揮。物品、金
 銭に執着せず悪人からの依頼にも応じる。人びとの尊敬もつけ立派な葬送。
 障害者の道徳性④

61、妖談の事 文化六年の春、人の語りしは、此程奇事あり、中仙道桶川
 宿とかや、親もありしや、母子二人暮にて家もまた不貧。然るに息子なる者、
 乱心と申ほどにもなく、狐の付たると申にもあらず、うつゝなき事ありしゆゑ、
 他行をとゞめ服薬等心を尽し、段々快く最早常体とも可申けれども、時として

うつゝなき事多かりしに、近辺の稲荷へ参詣なし度由申ける故、近所親類共へ
 も為知、とゞめけれども、程遠き処にもあらざれば、彼社頭へ、相談の上遣し
 けるが、其後あさ草観音へ参詣いたし度旨相願けるゆゑ、母の一了簡にも難成、
 親類組合へも咄しけるが、是はいらぬものなり、心もとなき由にて所役人も合
 点せざる故差留けるに、四五日もありて風与立出で行衛不知。定て浅草観音へ
 参詣とて江戸へ出ぬらんと思へども、母は大きに驚き人を出し尋けれども不知。
 四日目の暁、門口の井戸へ物の落候音しければ、家内驚きて井の内を捜しける
 に、落入候ものあれば、かるうじて引上げるに彼息子にありければ、未だ息も
 あるゆゑ色々養生なしけれど、其日の夕刻果けるにぞ、母の歎きはいふ斗なく、
 無抛親類打寄りて次の日菩提所へ葬りて皆々なげきけるが、四五日過て夜に入、
 表の戸をたゝくものありし故、右の戸をあけ、れば彼息子なるゆゑ大きに驚き、
 幽鬼の類ひならんと、母さへ側へ寄らざりしが、彼息子大きに不審して、我等
 幾日に頻りに観音参詣いたし度、立出、いづ方に泊りて昨日出立、道中もいづ
 方に泊り帰りしといふゆゑ、其先々へも人を出し尋けるに、いさ、か相違なし。
 さて葬送せしは、心の通ひ来るるべし、掘て見よとて、菩提寺へも断、掘穿
 見しに、是又息子死骸に相違なければ、かゝる奇も有事や、立帰りし息子、若
 し妖物にも有やと、打寄尋て其様子を□(ママ)しけるに、いさ、か違ひなく、
 折節うつゝなき事の有も、前日にかわる事なし。今に不審不晴とかたりぬ。但
 しかゝる事有べきにもあらざれば、其虚実を糺しぬれど、いまだ其実をしらざ
 るなり。〈巻之九、五六九〉

④「乱心」、狐憑きとは言えないものの、時に正気を失つて「うつゝなき」
 という異常な状態に陥ることがあり、母親から外出禁止にされている原因
 不明の精神疾患がある子か。治療や回復祈願のための寺社参詣の旅で行方
 不明、井戸での事故死のため埋葬。しかし、本人が以前の状態で戻り不
 思議とされる。病者が「妖物」視。軽度の精神障害者の行方不明、事故死の
 事例か④

62、頭痛の神の事 浅草田甫幸龍寺といふ寺に、柏原明神といふ神社あり。

頭痛を憂る者は是をいのるに、其祈願不叶事なし。御徒を勤る某、頭痛を憂ふる事多年なり。或日強く起りて悩みける折節、知音の者来りて、頭痛には右の神社へ祈願すべし、御身かくなやみぬれば、参詣はなるまじ、我等代参して願ひをかくべき間、信心あれと、さとして立出けるが、頭痛を憂ふるおの子、絶がたさに枕をとりて転寐なしけるが、思わず眠りしに、小猿二疋来りて頭痛を打もみなどせし、其心もちよき事いふ斗なしと、夢心に思ひしが、頭痛全快して目覚ける頃、彼代参を頼みし男来りけるゆゑ、起出て其礼を述べれば、厚く願かけぬれば快かるべしと云し故、夢中の訳をかたりみるに、彼男大きに驚き、不思議なるかな、是までは我等も心付ざりしが、社頭に夥敷猿の額有ば、全神使の来りて御身の病をいやせしならんと、俱に驚嘆なしけるとなり。〈巻之九、五六九〉

④長病者、慢性的に頭痛で悩んでいる人。頭痛に霊験あらたかな神、病氣平癒の祈願、頭痛を癒す神④

63、死馬怨魂の事 小石川寂蓮寺は、我許へ常に来る山崎某の菩提寺にて、右寂蓮寺来て咄しけるは、姫路の藩中に村田彌左衛門といふ者あり。彼娘十六七にもなりて、容色も宜、人の求め少なからず。しかるに暫く煩ひて両親の心中愁いふばかりなし。しかるに乱心のごとく品々口ばしり、何か恨有さまなれば、加持祈祷すれど其しるしなし。彌左衛門大に愁ひ、是全狐狸のなす所ならんと憤り娘を責尋ければ、我は全く狐狸にあらず、此者の祖母は同家中大河内帯刀娘にて、我を情なく殺せし恨有ば、此家に祟りをなし、此娘を殺し血筋を断つべしと口ばしりけるゆゑ、夫はいかなる者の恨みなるやと申ければ、此家に飼れし馬なるが、年老て乗馬にもならず、草踏わざもならざるを、彼祖母なるものへ咄しければ、馬の老たるはしかたなし、野へ放ち捨可然と云ひけるにまかせ、厩橋天狗谷といふ所へ捨られ遂に餓死せし也、用立時は是を愛し、不用の時かゝる不仁をなしける恨あれば、其恨みを報るなりと、口ばしりける故、品々利害を説き、追福などなして快気しけると也。〈巻之九、五七〇〉

④「乱心」・精神患者、馬憑き。病氣は怨霊(動物)によるとの説。人の

疾患をもたらず憑き物を退散させる方法としての「追福」(追善供養)④

64、誠心によつて神験いちじるき事 予が元へ来れる若泉是雲といへる隠

居の親族なる由、竹腰山城守家来にて松浦一馬と申者十六歳になれる娘、外へ実は清水勘番長田辨之助といふ由。片付しが、乱心なして殊外さわぎくるひ、着服を引裂き髪をもむしりきりしゆゑ、里へ引取て色々療養祈念どもなせしが聊しるしなく、医師も其

術尽て、髪を挟み衣類も籠末の物を着せ置しが、兎角に全快なく騒ぎくるひしが、文化辰の春、在所者を若党に抱しが、山田與左衛門と云由至て実体なる性質成しが、或時下女に向ひて、日々騒ぎ給ふはいかなる人なりやと尋とひしかば、しかくの事なりとて病氣の様子咄しけるに、さるにても氣の毒なる事なりと云しが、或時主人へ願ひけるは、朝々の御事はかき申間敷候得ば、毎朝弘暁に遠からぬ所の神社へまふで度、都て家内目ざめにはかえりなんと願ひければ、さあらんには勝手次第のむね申ける故、其翌朝よりは日々暁に出けるに、用事もかく事なし。日数つもりて或あした、彼娘食事をしとやかに好みける故、其食事あたへければ常にかわり快くくらひ、衣類寒きよしにて好みける故是又裂き破んと、古きをあたへけるに、いつにかわり心うつけたる体なれども静にありし故、両親も悦びしに、或時下女主人にむかひて、彼僕が日々水をあび、朝出て夜明けぬ内に帰りける事をかたりければ、右主人何故なりやと彼僕に尋問しに、我等村方の庄屋なる娘、爰の御娘子と同じく乱心にてありしを、両親ことの外なげきて日々水をあび村の鎮守へ祈誓せしに、其娘の病癒し事まのあたり見し故、爰の娘子の病ひ、両親の御なげきも余り痛敷、風(ふ)と心附て此辺の神社を承り、市谷の八幡へ水をあび朝とく参りて祈念なしける由、語りけるにぞ、両親も其奇特信仰を感じ悦びしが、彼病人次第々に快く本心となりて、髪も延び今はもとの夫のもとへ立かへり榮しとなり。彼僕の誠心神も納受ありしならんと語りし也。此奥左衛門事、翌巳の春に至り暇を願ひ、色々とめけれど達て相願、無抱暇遣しける由。生因は竹腰額分濃州西脇村の者に候由。〈巻之十、五八九〇九

④「乱心」なして殊外さわぎくるひ、着服を引裂き髪をもむしりきり」というような精神疾患の女性。若党による主人へ願ひ出での早朝祈願により平

癒。若党の出身村の庄屋娘も、八幡への祈願で平癒したので、それに習ったという。精神疾患に対する治癒祈願⑥

65、狐墓目を恐る、事 去る婦女に狐付し故、種々がち祈禱なせ共不落。其親族に弓術の師範せし本間某へ墓目の儀頼みける故、しからば例の通潔斎をもせざれば難成、用事くり合、来る幾日頃に執行可成と及挨拶、其日は立帰りけるが、其夜の夢に彼狐付の親なる者来りて、我等は実は狐なり、御身引目し給ふ事兩三日待て給はるべし、我等右婦人に恨あるにもあらず、家内に遺恨等もなし、我等事は遠国の者にて、無拠願ありて御当地へ千辛万苦をなして出けるが、右願ひも兩三日の内にて叶ひ候べし、今墓目にかけられては、我身をもあやまち、つき候息女の命も危し、何卒願の通まちたまへといひしが、何れ夢の儀信用も難成、何共合点ゆかざる事故、有無の答もせずありしに、又あくる夜も右狐付し女来りて、くれぐれも右願ひ聞届たまはるべし、此御礼には此家大難等あらば、天災まぬがれざる事は是非なければども、兩三日前には其しるしをしらせ可申、且御息女の縁談、明日頃可申来、是は先方をも御心に不足有べけれども、曲て取組しかるべし、行末目出度さかへたまふべし、といひける故、左程に申事ならば、兩三日の事ならば延し可遣と答ふるを見て、夢覚ぬ。不思議なる事もあるものと母へかたりければ、母は大に信仰して、ひらに延よといける故、先方へも潔斎の事に付、少々差合あれば、幾日の墓目は延し候由、しかし墓目せずとも無程落可申と申遣しけるに、不思議成哉、翌日多喜氏といへる御医師の方より、縁談の儀申来り、兩三日過て彼狐付のもとよりも、狐落て本心に立帰しと、厚く礼を申来りし由。彼本間なる親族の物語りなり。(巻之十、五九三〜四)

⑥「狐付」・狐憑き、精神疾患か。疾患をもたらす憑き物を退散させる方法としての「鳴弦墓目」。狐は弓術者の夢に二度まで出て、女性や家族に恨みがあるわけではないとし、災いの予知などを約束して、弓を射ることの延期申し出。それに応じると当人は「本心」に帰る⑥

66、死霊其血縁をたちし事 下谷とか浅草とか、其名は聞しが忘れぬ。代々若死にて、養子を以相続なし、只一人血筋の娘ありて、これはうち寄大切にせしが、与風煩ひ付て、諸医手をつくし祈念祈禱なせしに、或時夜更て、見しらざる小坊主一人来りて申けるは、我等は此家三代前の主人に仕えし者なるが、いさ、かの誤りありてなさけなくも殺されしもの也、跡をも申ひたまふ事もなく、其始末も非道なれば怨恨はれやらす、是までた、りをなし、其血筋今はあの娘一人なり、是も無程とり殺し可申といひし故、夢心にも、それは尤にもあるべけれども、最早年月もたちし事、今の娘死したりとも、御身の妄執はれ候と申趣意も難分と、答へければ、しからば我塚あやしきながら、山谷玉林寺にあり、何卒追善供養したまへ、しからば、娘の病は癒可申と申ける故、明けの日、早速玉林寺へ人を遣し、塚のありしを彼小僧の申所と極め、厚く追善なしければ、不思議にも娘の病ひ頓に癒けるとなり。(巻之十、五九四)

⑥「代々若死」の家。あるとき来た小坊主(死霊)が、三代前の主人に些かの誤りで殺され申ひもなされず、怨恨のため、祟りをなし、ただ一人の血筋の娘も奪おうとするが、死霊は追善供養を願う。それにより怨霊を慰撫、娘の病は治癒。病の家筋という認識⑥

67、老隠玄武庵の事 玄武庵は、文化七年の頃に白山辺に住る医師の由。蕉門の俳諧などなして、齢百歳に近く面白き隠者の由。彼者随筆の由にて、在這裏許と云る書面を或人携へ来りしが、全部書とめんも煩しければ、其内の面白きといふを爰にするし置ぬ。病は気より生るといへば、鬱病積氣などの事に心得候人、多く有之候が、彼維摩経に、仏に病はなきものといへる途徹より、御工夫の為めすべて御子孫其外、化他の御用心申遣候。元来病は邪也。正にして天理と合すれば、病はなき筈なり。人欲のために我に勝事ならねば病を生る事、田畑草木育を以、御工夫可被成候。人間鳥獸草木に至るまで、自性と相応すればなし、もしや田に可植物を畑に植へ、こやしの入らぬものに肥し過候得ば、皆作物にも病が出来候。人も己々が自性と相応に今日を過せば病はなき筈。おのれに勝事ならぬ凡情より我身にまけて、飲食衣服をはじめ、相応に過たる

処より病は出来候事を、病は気より生ると申候。一、西丸大奥に御右筆とか勤候おみさとかいへる人、病氣にて宿へ下り、玄武庵が療治并に教諭を□信し、全快の上、其祝儀の節、「云々」(略)。(巻之十、五九七)

①病氣の原因は、「人も己々が自性と相応に今日を過せば病はなき筈。おのれに勝事ならぬ凡情より我身にまけて、飲食衣服をはじめ、相応に過たる処より病は出来」と、自身に不相応の生活が原因。病と道德性②

68、孝女其意を達する事

松平備中守領分豊後国杵築の内、村も聞しが忘れぬ、老人の貧民有しが、娘兩人をもち、妻ははてたりしに、姉娘の方は同村の百姓の妻となりしに、父湿病を煩ひ其身病身の上足杯も不叶故、農業はさらなり、妹娘一人にて姉娘もこれをたすけ老人の親を養育なせし事三年程なりしに、彼親仁娘が介抱に心をくだし、われなくば彼れも心安く暮さんと思ひ歎き、

死なんとも思ひし程なれば、弥娘共は其心をさとり、あけ暮に心を付養育せしに、少々快く此程は足もたち少しは歩行もなりければ、何卒霊場靈社を廻り責て子供が憂をも休んと、其事申出し、娘共の達て止るをも聞ず、強て止めば死をも極しとの事故、色々だましすかし杯して留めしに、或時旦那寺を頼み法体なし、夫よりいづちへ行けん行衛「ママ」しれず。所々尋ぬれど、近きあたりにて見懸しといふものなければ、娘兩人の歎きいふ計なし。兄弟いろく相談なしけれど、何国とも定めて尋んやうもなければ、立出し日を命日として朝夕案じけるとなり。しかるに右親は、段々物もらひ廻国して、水戸領さる寺院の門下にて足の病ひ起りてなやみ臥したりしを、住僧憐みて寺内へ入れ、くりの脇に聊の小屋をしつらひ置て暫く養ひしに、足はいよくあしく腰はぬけたるが如くなれども、氣力其外常に戻りて少しは其寺の用をも辨じ、いづ方の者にやと尋しに、杵筑「ママ」領の百姓にて、斯々の事にて国を出し由語りぬ。しかるに、孝は天の助くる所謂にや有けん、此寺の僧を問ひ来りし遍歴僧に九州の者有て、細かに尋て、夫はわれも知れる村也といひし故、さすがに親仁も子供のを語り恋しき由咄しける故、哀れに思ひ、彼遍參僧九州へ無程帰りしとき、右村長杯へしかくの事かたりけるを、兄弟聞て大きに歎き、二人申合せ、

行衛「ママ」しれし上は尋行んと、其催しななければ、姉なる夫は申に不及、村方の者も、山海へだてし所まで女の身にていかで尋いたるべきと留めけれど、不用。或日兩人とも、其わけした、め置て立出ぬるを、跡にて聞て、一銭のたくわへもなく思ひたちぬる事の不便さよと、村長と夫は、金子少々集めて跡をしたひて追かけしに、一里余も隔りし松並木のもとに、兄弟やすみ居たるに追付ぬ。いつの間に兄弟支度なしけるや、おゆずりとかいふものをかけ聊の紙手拭等を入候を負て、杖わらんじはきて有し故、村長も夫も孝心の所感じ入ぬと暇乞なして、路銀をあたへければ、路銀は断(ことわり)言てかへし、我々途中袖乞をなして参るべし、金子など有ては却て心が、りなりとて請ず。しかれども、再応用心のためとて二百疋あたへてわかれぬ。しかるに念願とゞき、とふく右水戸の寺院に至りこせしが、是にも不思議ありけるは、大坂迄兄弟まかりし頃、備中守家老用向ありて在所より大坂へ至りしに、兄弟のおゆずりに杵筑「ママ」領の村名しるしある故、旅宿へよびて其事を尋しに、しかくの事と申ければ、甚感心して、しからば我等が俱(供)の内に交り江戸まで参るべしと、おとなしき家来に申付、なんなく江戸まで来り、夫よりは水戸まで人を付けおくりしに、彼寺にありし親も存在にて、うき木の亀の廻り合大きによろこび、所の奉行に聞えて、彼親仁を江戸表まで贈(送)らんとありしを、兄弟其恩のありがたきを辞し、駕のりものと申所を、木車をひとつ拵へたまはれと望みて親仁を右車にのせ、往來の者も、其深切孝心を感じ助力して、兄弟にてとふく江戸表まで連れ来り、彼家の長士も弥憐みて、主人へも其孝を奏賞せしとかや。其後在所へ送りしや、文化八(九カ)申年三月、此事をしれるものかたりしが、其後はいかゞなりしや、聞洩しぬ。(巻之十、六〇二―三)

②「湿病」(梅毒か)。足腰不自由で農事困難の百姓(父親)が子供(姉妹)による介護。身体障害者・親の養護の有徳性の評価。しかし、親は家族の負担を慮り、いささか歩行も出来るようになったとして家族の心配を振り切り寺に入り勸進乞食として行方不明。所在が明らかとなつて、杵築から水戸まで姉妹で連れ戻す孝心。障害を軸とした親子の道德心③

69、四瞳小児の事 文化十四年三歳に成る由、尾陽賤きもの、四瞳の小児を産しに付、尾州公の儒臣家田多門作文を人の見せける故、記。 古

有_二重瞳子者_一、大舜及項籍、此書伝所_レ載焉。我方豊臣秀吉亦重瞳子云。此佗則未_二曾聞_一。今茲辛未歳、予在_二国覺明倫堂_一。一士来語云、濃州加納之野民、有_二瞳子之兒_一。頃日同僚之士見焉。具語_二其状_一。時加納書生、有_下從_二学于予_一者、而堂中官舎、乃召問_レ之。对曰、信也、今年当_三三歳_一、寡君客歳召見_レ之、兩眼皆四瞳子、眼中眇而黑白鮮也。其兒不_二敢憚_レ人_一、每_二其見_レ人_一、其父母教_二之拜_一。然於如_二農賈_一、則不_二肯拜_一焉。苟見_二士人_一、則乃拜_レ之。且不_二好_二弄物_一、特欲_レ佩刀。居恒飲食乃行歩、不_レ欲_レ後_二於人_一而、欲_レ先_二於人_一。寡君賜_二之俸_一、而令_三其父母敬_二育之_一。此兒成而其如何人也、我欲_レ觀_二其成_一。(卷之十、六一)

@先天性疾患、「四瞳」・瞳孔が一つの眼球に二つあり兩目合わせて四つあるという身体的な特徴。重瞳もしくは多瞳孔症という現代医学での眼疾患か@

70、浮腫奇薬の事 但右に付奇談 予、夏になれば例年兩足の臍に聊浮腫あり。文化十四年、例よりは少しく腫れ多く、寿算七十七なれば、子孫これを切に養療せんと言。しかれども服薬の医、何れも愁とする程の事なしといへども、或人はなしけるは、水気の薬に狐のびんざ、らといふ草を用ゆれば、甚だ妙ある由。(中略)。近頃右びんざ、ら、水病或は脚氣によしと、専ら信要する者多し。近き事の由、上州とか、相州とか、相応の百姓ありしが、だん_レ身の上をとるへ、家族死たへ唯一人にて、兩足共腫れ候て、農堯(業力)もならず誠に死をまつ斗なりしが、つらく考へて旦那寺へ至り、かく_レの事なれば何卒身上も寺へ可納間、死期まで養ひたまはるべしと歎しかば、且縁の事なき事なりと、台所の片わきあやしき部やへ入れて養ひしに、老年程の内に腫も引、足も丈夫に成しゆゑ、和尚と対談の上、元の家へ帰り住しに、又半年程の内に元の如く足はれければ、又々旦那寺へ至りけるに無程快なりし故、其身も不思議に思ひ、族らも是を奇なりとして和尚へも尋問しに、仏縁によりて快といふは妄談なるべし、何ぞ快き訳もあらんと色々工夫なしけるが、外に心付な

し。しかるに寺にて、味噌を舂き候て樽へ詰候節、かびを生ぜざるため、山に有狐のびんざ、らをあみて底へ入、又ふたにもなしけるが、右の故やと申ける故、かゝる事も有けん、右びんざ、らをとりにて、近村まで水病のものを尋あたへしに、いづれも快由。これに依て、右辺は殊外取用ひ候由。(卷之十、六一二—三)

@「浮腫」(皮膚の下に体内の余分な水分が溜まって手足や顔が腫れぼたくなる病態)、難病・慢性疾患が原因で兩足の不自由な身体障害のため農事のできない百姓。家族なく檀那寺による工夫、相応な介抱・看病。仏は病気の治癒に効力があるというのは迷信という見方@

71、猫の怪の事 文化十一年、日光に御修復ありて、江戸より御役人彼地に至りしが、御徒目付なりける梶川平次郎より、御当地の知音へ申越由。日光奉行組同心山中左四郎妻儀、常々猫を好み三つ四つも飼置しが、一兩年以前病氣ぶら_レと煩ひ候処、去冬以来甚重く、猫の真似杯いたし候処次第につのり、当春は食事いたし候も猫同様にて、病氣に似つかず食も多く給、看病人も甚こまり、いづれ取付居候もの可有之と、加持祈祷いたしけれど聊しるしなく、或時八年以前死し候猫取付候趣、病人口走りける故、夫左四郎大きに怒り、飼殺しにせし猫の取付杯申儀、甚不得其意と叱り候処、あまりに愛したまふ故はなれ兼候儀、既に飼置たまふ猫もみな愛したまひし猫の子なれば、一しほ離れがたきと、右病人申ける故、無抛日光の社家を頼、暮目執行しければ右猫はなれけるが、三日目に病人も身まかりし由。右暮目の内、病人申けるは、右猫の死骸庭にいけ有しに、犬にくわれ死せしを前垂につ、み右庭に埋有之間、掘出し川へ流しくれよといひしま、掘らせ見しに、八年以前に埋し猫の死骸、格別に変じ候事もなかりしを、早速川へ流し捨しが、左四郎のもとにありし右猫の子も、或ひは貰ひ候て飼たりしものも不残捨しと、まのあたり見聞せしもの、かたりしとなり。(卷之十、六一五—六)

@生活習慣まで猫の真似している病者。「暮目」(弓による憑きもの除)により猫は除かれるが、病者も死亡。猫の死による愛猫者の精神疾患か@

72、精神に足痛も直る事 文化十一年の頃、一つ橋の家老を勤仕ありし仙石丹波守、祖父治兵衛、後□□と申ける。番頭を勤しに、其頃まで両山御参詣の節、番頭も御供申けるが、道の程の無心許とて、日々一里宛馬を牽、又は駕を為持て、神明とか観音とか百日程参りけるが、後は両山程の御供は何の苦もなく歩行有し。此事、徳廟の御聞に達し、番頭の御供御めん有しとなり。〈巻之十、六一六〉

@足の不自由な人・自立歩行の困難な人(歩くとき足が痛い症状〔足痛〕)、身体障害者。お供の寺社参詣によるものか、平癒。歩行訓練の意か神仏加護の意か@

(追記)

本稿作成にあたっては、九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程クウィーラ、ダーヴィットロッドミニク氏、また校正は、同学府特別研究者韓淑婷氏の協力を得た。記して深謝したい。

(付記)

本稿は、JSPS科研費 (JP19H00540) の研究助成をうけたものである。また本稿は、障害史研究に資する目的でなしたものであることを明記しておく。